様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  １．公的責任で自治体独自の求職相談窓口をつくり、雇用対策を強化すること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、総合的な就業支援拠点である「OSAKAしごとフィールド」を設置し、求職者に対する就職に向けたカウンセリング等の実施からハローワークでの職業紹介まで、ワンストップの就業支援を行っております。  ○　今後とも、OSAKAしごとフィールドを拠点に、一人でも多くの求職者が、就業意欲に応じて働くことができるよう、取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　就業促進課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保証  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ２．働く人すべての賃金・安全対策など、労働基本権を保障すること。 |
| （回答）  ○　労働者の賃金、労働安全対策等については、労働基準法、労働安全衛生法などに定められており、労働基準行政等を所管する国の役割となっております。  ○　大阪府では、今後とも、労働者・事業者の双方を対象として、労働者の権利や労働安全等に関する啓発を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ３．自治体職員を増員すること。その際、期限付などの非正規雇用はやめ、すべて正規雇用とし、自治体窓口業務などの民間委託はやめること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　本府では、職員基本条例に基づき、「職員数管理目標」を策定しております。今後とも、府民の生命・安全に関わる職種の確保や人材の多様化、組織の活性化の観点からの計画的な採用を基本としつつ、適正な人員配置に努めてまいりたいと存じます。 |
| （回答部局課名）  総務部　人事課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ３．自治体職員を増員すること。その際、期限付などの非正規雇用はやめ、すべて正規雇用とし、自治体窓口業務などの民間委託はやめること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　本府では「民でできるものは民で」の理念の下、指定管理者制度やアウトソーシングなどを実施してきたところであり、今後とも、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（いわゆる公共サービス改革法）」等に基づき取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  財務部　行政経営課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ４．ブラック企業に対する大阪府・大阪市の対策本部を設置し、府（市）民への相談窓口を設けること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　いわゆるブラック企業に対する指導監督については、労働基準行政を所管する国の役割となっております。  ○　大阪府では、平成30年３月に大阪労働局長と大阪府知事において、「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」を行い、今年度においても長時間労働の是正や年次有給休暇の積極的な取得に対する気運醸成を図るため、11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」と定め、経済団体・業界団体への取組要請を行うとともに、セミナーを開催するなど、集中的な啓発に取り組んでまいりました。  ○　今後とも、国と連携しながら、労働相談センターにおける労働相談を通じたアドバイスや関係セミナーの開催、リーフレットや啓発冊子の配布、ホームページやメールマガジンでの情報提供などにより、引き続き、労働関係法令の普及啓発に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ５．自治体が発注する工事や委託事業などで働く労働者の賃金を保障する  公契約条例を制定すること。 |
| （回答）  ○　賃金その他の労働条件は法律により制定すべきものであり、国の動向を注視するとともに、引き続き、最低賃金の引き上げを国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  総務部　契約局　総務委託物品課  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ６．中小零細企業対策について  　イ．中小零細企業向けの公共事業を増やすこと。 |
| （回答）  ○　「令和６年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針」に基づき、公共工事について、今後とも、中小建設業者等の受注機会の確保に配慮してまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　事業調整室　事業企画課  都市整備部　住宅建築局　公共建築室　計画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ６．中小零細企業対策について  ロ．地場産業の振興育成をはかること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、大阪産業の重要な担い手である中小企業に対して、経営・資金・技術・人材面にわたる総合的な支援に取り組んでいます。  ○　地場産業の振興に関しては、ものづくり総合支援拠点「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」で、ビジネスマッチング、販路開拓、産学連携相談、知的財産活動支援、セミナー開催などにより総合的な支援を行っているほか、「地方独立行政法人大阪産業技術研究所」では、技術相談、依頼試験等を通じて、技術面での支援を行っています。   * 今後とも、MOBIOと大阪産業技術研究所を中心に様々な支援機関等とも   連携しながら、府内地場産業の振興育成を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　中小企業支援室　ものづくり支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ６．中小零細企業対策について  ハ．融資制度を拡充し、申請権の保障と添付書類を簡素化すること。  申請・相談窓口の拡充を行うこと。 |
| （回答）  ○　大阪府の制度融資については、金融セーフティネットをしっかり確保するとともに、金融と経営支援の一体的な取組みの推進により、中小企業の頑張りを応援するような制度となるよう充実に努めているところです。  ○　セーフティネットの確保については、「経営安定サポート資金」について、十分な融資枠を確保するとともに、本年度より融資期間を延長し、国に指定された災害による被害や国指定の不況業種等で、売上の減少等により経営の安定に支障を来たしている中小企業の資金繰り支援に万全を期しています。  また、過大な債務を抱えた中小企業の事業再生に向けた取り組みを長期的に支援する「新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金」を今年度も実施するなど、継続して府内中小企業の資金繰り支援に努めています。  ○　中小企業の成長を支援する融資については、今年度より、既存の「小規模企業サポート資金」の融資期間の延長や「開業・スタートアップ応援資金」を副業・兼業でも利用可とするなどの制度拡充を行うとともに、令和６年６月には、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促進するため、「事業者選択型経営者保証非提供促進資金」を、同年７月には、新たな資金需要やコロナ関連融資からの借換需要に対応するため、「経営力強化資金」を創設しました。  ○　制度融資の添付書類については、金融機関提案型融資の一部を除き、国が行う「信用補完制度」を土台としていることから、全国共通の取扱いを基本とし、制度の目的等も踏まえ、必要な事項を定めているところです。  ○　信用保証制度に関する相談窓口について、信用保証協会合併を機に「大阪産業創造館」に開設した創業・経営支援の拠点となる「サポートオフィス」をはじめ、各種セミナーでの個別相談会を通じて利用者サービスの向上に努めております。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　中小企業支援室　金融課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （１）自治体として当面次のことを実現すること。  ６．中小零細企業対策について  ニ．中小零細企業への仕事づくりや生活支援、防災の観点から住宅リフォーム助成制度を実施すること。また、住宅保持の観点から分譲マンションも助成対象とすること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、府民の安全・安心の確保のため、市町村と連携した耐震改修補助等の助成を実施しています。  ○　また国においても、既存住宅の長寿命化・省エネ化等を促進するための「長期優良住宅化リフォーム推進事業」や、高齢者、障がい者、子育て世帯等の居住の安定確保を図るため、空き家等の既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅とする場合の改修費を支援する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」等の補助事業のほか、リフォーム促進税制や住宅ローン減税、住宅金融支援機構における融資制度など、リフォーム市場活性化に向けたさまざまな支援制度が用意されており、府としても積極的に府民への周知に努めているところです。  ○　引き続き、府民が安心してリフォームを行えるよう、環境整備に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　事業調整室　都市防災課（傍線部について回答）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課（二重線部について回答）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課（波線部について回答） |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （２）国に要求すること。  ４．全国一律最低賃金制度と雇用の真の男女平等を確立し、当面時給1500円以上とすること。また、最低賃金を保証するための中小企業支援策も講じること。 |
| （回答）  ○　最低賃金の決定については、最低賃金法に基づき、中央最低賃金審議会答申の内容や関係労使の意見等を参考にしながら地域の実情に応じた適正な最低賃金の改正のための審議を行う各地方最低賃金審議会の答申を尊重して、各都道府県労働局長が決定することとなっております。  ○　大阪府では、最低賃金の引上げについて、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、引き続き、国に要望を行っているところです。  今後とも、最低賃金の引上げ状況を注視しながら、国に要望を行ってまいります。  ○　また、雇用における男女平等の取扱いについては、「男女雇用機会均等法」において、募集・採用に係る性別を理由とする差別の禁止をはじめ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められており、また平成29年１月１日より妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないよう防止措置義務が追加されました。  ○　同法において、企業に対する指導は国の権限となっていることから、大阪府では、国と連携しながら、同法を含む労働関係法令を解説した啓発冊子の作成・配布を行うなど、事業主をはじめ広く府民に対し、男女雇用機会均等法等労働関係法令の周知に努めております。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （２）国に要求すること。  ５．労働者派遣法を廃止すること。派遣労働者・有期雇用労働者・パートタイマーや内職・家内労働を含め、労働基本権を確立し、生存権を守ること。 |
| （回答）  ○　労働者派遣法については、「労働者派遣事業の許可制への一本化」や「労働者派遣の期間制限の見直し」、「均衡待遇の推進」などを柱とした改正が行われ、平成27年９月から施行されております。  ○　加えて、平成30年６月に「働き方改革関連法」が成立し、労働者派遣法も改正され、令和２年４月から正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されることとなりました。  ○　また、有期雇用労働者やパートタイム労働者については、労働基準法に加え、労働契約法やパートタイム労働法に労働者が働く上で守られるべき基本的な権利が定められており、家内労働については、「家内労働法」により最低工賃等が定められております。  ○　さらに、平成25年４月１日に施行された「改正労働契約法」によって、有期労働契約が更新されて通算５年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールとなっております。   * これらの関係法令については、労働基準監督署をはじめ国の関係機関において、その遵守が図られるよう指導や啓発等が行われているところです。   ○　大阪府では、関係セミナーの開催、リーフレットや啓発冊子の配布、ホームページでの情報提供などにより関係法令の周知・普及に努めていることに加え、具体的な労働相談においても適切な解決が図られるよう対応しているところです。  ○　今後とも、関係法令の遵守等に向けた普及啓発と労働相談センターにおける労働相談の実施に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．まともな仕事と賃金の保障  （２）国に要求すること。  ６．ブラック企業に対する対策本部を設置し、相談窓口を設けること。企業名も公表すること。 |
| （回答）  ○　いわゆるブラック企業に対する指導監督については、労働基準行政を所管する国の役割となっております。  ○　大阪府では、関係セミナーの開催、リーフレットや啓発冊子の配布、ホームページでの情報提供などにより関係法令の周知・普及に努めていることに加え、具体的な労働相談においても適切な解決が図られるよう対応しているところです。  ○　今後とも、関係法令の遵守等に向けた普及啓発と労働相談センターにおける労働相談の実施に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （１）自治体として次のことを実現すること。  １．自主申告納税制度を守ること。収支内訳書の強制や推計課税をしないこと。 |
| （回答）  ○　個人住民税は、市町村長が、納税者の納付すべき税額を確定する賦課課税制度を採用しておりますが、納税者が行う申告については賦課課税の前提として、納税者自らが所得計算をされているものであり、その申告内容に関しては、所得税の申告納税制度と同様に十分尊重されていると考えております。  ○　また、収支内訳書は、市町村が必要と認める場合に、住民税の申告に添付していただくものですが、その目的は、申告制度の一層の定着と課税の公平を図るためのものであり、すべての納税者に対し、提出を強制するというものではありません。 |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ２．個人事業税の事業主控除を大幅に引上げ、減免基準を明確にし、制度を拡充すること。 |
| （回答）  ○　個人事業税の事業主控除額は、年額で290万円となっているところです。これは地方税法の規定により全国一律の額として定められているものです。  ○　個人事業税の本府の減免基準は、  （１）災害等により事業用資産などにつきまして甚大な損害を受けられた方  （２）生活保護法第12条による生活扶助を受けておられる方  （３）生活保護法第13条から第18条による教育扶助、住宅扶助等の各種扶助を受けられている方並びに児童扶養手当法第４条による児童扶養手当等の支給を受けられている方又はこれらに類する公的扶助を受けられている方で、生活困難の事情があると認められる方としております。  また、減免基準や手続きにつきましては、納税通知書を送付する際にお知らせ文書を同封しご案内するとともに、府税事務所に備え付けています「（各税目詳細版）個人事業税のしおり」や、府税のホームページ「府税あらかると」（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/index.html>）の「府税のしおり（大阪府税の概要・個人事業税）」でご案内しています。  ○　減免は、税負担が著しく困難と考えられる場合に限定的に取扱うこととしています。  なお、減免の基準に該当しない場合で、事業税を一時に納付することが困難な方に対しましては、個々の事情を十分にお聞きし、納税の猶予措置等を講じることとしています。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　徴税対策課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ７．非課税者には非課税通知を送ること。 |
| （回答）  ○　非課税者に対する通知については、地方税法上の定めがなく、非課税通知を交付するかどうかは、通知を必要とされる方や通知に要するコスト等を勘案し、市町村において自主的に判断すべきものと考えております。  ○　したがって、個人住民税等の納税に関する証明が必要となる場合については、一般的には、市町村に対して証明書の交付を請求していただくことになります。 |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  １．税務相談停止命令制度は廃止し、納税者の権利を守ること。 |
| （回答）  ○　税務相談停止命令制度は、税理士等でない者が税理士業務を反復して行うことにより、納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するために緊急性がある場合への対応として、財務大臣が命令を行う制度として創設されたものと承知しています。  税理士制度のあり方につきましては、国において総合的に検討されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　税政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  ２．小規模事業者（免税事業者）が取引から排除される恐れのあるインボイス制度は廃止すること。  ３．消費税について  イ．消費税は廃止し、当面5パーセントに戻すこと。  ロ．緊急措置として食料品など生活必需品は非課税とすること。  ハ．インボイス制度は廃止すること。  ニ．消費税の課税最低限は3千万円に戻すこと。 |
| （回答）  ○　消費税のあり方につきましては、国の税制度全体の中で議論されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　税政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  ５．大企業・大銀行・大資産家への優遇税制をやめ、低所得者に対する大幅減税をすること。 |
| （回答）  ○　企業課税や個人所得課税のあり方につきましては、国の税制度全体の中で議論されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　税政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  ６．給与所得控除と年金控除は元に戻すこと。  ７．人的控除の額を引き上げ、老年者控除、年少扶養控除は復活させること。  11．生活費非課税の原則を守り、課税最低限を引き上げること。当面、生活保護基準以下（4人世帯350万円）は非課税にすること。基礎控除は120万円に引き上げること。  13．年金からの天引き保険料は、扶養者の社会保険料控除として認めること。 |
| （回答）  ○　所得控除のあり方、種類、控除額につきましては、国民の生活水準、住民の負担の状況、税体系全体のバランス等を踏まえ、国において総合的に検討されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　税政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  ８．赤字の中小企業にも課税される外形標準課税は実施しないこと。 |
| （回答）  ○　令和６年度税制改正において、外形標準課税適用対象法人の見直しが行われたところですが、その内容は、現行基準（資本金１億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加するものであり、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではありませんでした。  制度のあり方については、引き続き国の動向を注視してまいります。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　税政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  ９．住民税を年金から天引きしないこと。 |
| （回答）  ○　住民税の賦課徴収のあり方につきましては、国において総合的に検討されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　税政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  10．自主申告納税制度を守り、不当な推計課税・収支内訳書の強要・事前事後の不当な調査をやめること。 |
| （回答）  ○　申告納税制度は、納税者が法令に基づいて、所得等を計算するものであり、昭和２２年に国税の直接税に全面的に採用されて以来、広く採用されております。  ○　国税における推計課税については、適正かつ公平な課税を維持するため、申告がなされていないものや過少な申告をしていると認められる者について調査を実施し、実額課税ができない場合に合理性を疑われないような方法で、やむを得ず行われる場合もあるものと考えます。  ○　収支内訳書につきましては、昭和５９年度の税制改正で制度化されたものであり、これは、申告納税制度の一層の定着と課税の公平に寄与するものと考えております。  ○　税務調査につきましても、適正かつ公平な課税の実現を図るため、所得税法等に規定された質問検査権に基づき、必要な範囲でかつ最も妥当と考える方法で行われるべきものであります。 |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  12．生活用の住宅や宅地への固定資産税と都市計画税は生活費非課税の原則をつらぬき課税しないこと。 |
| （回答）  ○　固定資産税につきましては、居住用資産に対する税負担の緩和を図るため、住宅用地については、課税標準額を価格の３分の１とし、２００平方メートル以下の小規模住宅用地については、価格の６分の１とする特例措置が講じられています。また、一定の新築住宅については、税額を３年間、５年間又は７年間２分の１に減額するなど、税負担の緩和を図る軽減措置が講じられております。  ○　また、都市計画税につきましても、住宅用地に対する課税標準の特例措置が導入されております |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  14．すべての要支援・要介護認定について、障害者・特別障害者控除を無条件で認めること。 |
| （回答）  ○　所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による出費があったかどうかなどの個人的な事情も考慮して、総所得金額などの合計額から一定金額の控除を行い、税金を負担する能力である担税力の差異による負担の不均衡を調整するものです。  ○　このような所得控除のあり方、種類、控除額につきましては、国民の生活水準、住民の負担の状況等税体系全体のバランスを総合的に勘案して地方税法等の制度が整備されるものと考えております。 |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  16．生活保護開始前の税の滞納は執行停止を適用するよう周知徹底すること。 |
| （回答）  ○　滞納処分は、納税者の負担の公平性の確保の観点から、税金が滞納となった場合に、督促状や催告書などで納付がいただけない場合に、滞納者の財産を差し押さえたり、換価したりすることですが、滞納者の方に「財産がないとき」のほか、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」には滞納処分の執行を停止することができるとされています。  ○　この「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納処分を執行することにより、概ね生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態になるおそれのある場合をいうものとされています。  ○　滞納処分の停止は、これを踏まえ、徴税主体である市町村が自主的に判断すべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  17．個人事業主の自家労賃を経費として認めること。 |
| （回答）  ○　個人所得課税のあり方等は、国の税制度全体の中で議論されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　徴税対策課 |

様式　２

回答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．税制の民主化について  （２）国に要求すること。  18．家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すること。 |
| （回答）  ○　所得税のあり方につきましては、国の税制度全体の中で議論されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  財務部　税務局　徴税対策課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．生活資金について  ３．母子・父子・寡婦福祉資金は原資を大幅に増やすこと。手続きを簡素化し、連帯保証人なしでも無利息とするなど借りやすい制度に改善すること。就学支度資金については、入学に間に合うよう決定を早めること。 |
| （回答）  ○　母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の原資については、貸付の実績・動向を踏まえ必要な額を確保しております。  ○　また、手続きについては、これまでも運用改善や必要書類の見直しにより簡素化を図ってきているところです。  ○　なお、修学資金・就学支度資金・修業資金の３資金については、条件により連帯保証人なしでも無利子で貸付を実施しています。その他の資金についても、連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合も年利1.0パーセントで貸付を実施しています。  ○　就学支度資金については、高校受験や専願での大学受験等は受験票での申請受付・貸付決定を行い、合格決定後、速やかに借用手続、資金を交付するなど手続きの期間短縮に努めております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ２．高齢者への行政訪問を行い、実態を緊急に把握して対策を講じること。 |
| （回答）  ○　単身高齢者の急増など都市型高齢化が進展していく中で、要援護者の早期発見、継続的支援につなげていくため、地域包括支援センターでは、総合相談業務として、本人・家族等からの相談内容に応じた適切な情報提供や、状況に応じて適宜判断し、専門職による継続的・専門的な個別支援を実施しております。  また、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、民生委  員・児童委員をはじめとした地域の多様な主体と連携体制の構築も、引き続  き進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ３．防水性の緊急通報機器、電磁調理器、歩行支援具、杖、補聴器、福祉電話などの日常生活用具の支給品目を拡充すること。 |
| （回答）  ○　緊急通報機器、歩行支援具、福祉電話等の日常生活用具給付等事業につき  ましては、平成18年度に市町村へ一般財源化されており、市町村において、必要性に応じて判断するものと考えます。  なお、一人暮らし高齢者が、急病といった緊急時をはじめ健康に不安があ  る場合でも安心して生活できるように、医療情報キット等を配布するなど、  市町村においては、創意工夫による見守り体制の充実に取り組んでいます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ４．だれもが入所できる低額なグループホームをつくること。 |
| （回答）  ○　グループホームについては、市町村が地域の実情に応じて見込んだサービス量を元に、市町村介護保険事業計画及び大阪府高齢者計画において整備量を定めており、今後とも、市町村と連携しながら計画的な基盤整備を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ５．高齢者の入浴する権利を保障するため、安全に入浴できる公的施設の建設や住居の浴室改装費用を給付するなどの手立てをとること。 |
| （回答）  ○　介護保険制度における入浴に関するサービスは、要介護者等に対する居宅での「訪問入浴介護」、老人デイサービスセンター等で提供する「通所介護」、施設における「短期入所生活介護」（ショートステイ）、入浴補助用具の購入費用を支援する「特定福祉用具販売」等があります。  ○　住宅の改修については、段差の解消や手すりの据付け等、浴室に係るものについても保険給付の対象となっています。  　　ただし、個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度が低い借家の居住者との公平性を考慮し、小規模なものとならざるを得ないと国により示されているところです。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ６．老人医療費助成（無料）制度を復活させること。 |
| （回答）  ○　福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。  ○　府では市町村と共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会が平成28年２月に公表した報告書を踏まえ、実施主体である市町村や団体から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年２月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年４月に新制度として開始しました。  ○　具体的には、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は３年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を助成対象に加えました。また、令和３年４月から精神病床への入院について助成を実施しています。  ○　今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ８．街かどデイハウスへの補助金を拡充すること。 |
| （回答）  ○　大阪府は広域的自治体として、住民に身近な市町村が実情に応じてサービスの提供を行えるよう、財源を確保し広域的な視点でバックアップを行うこととしています。  市町村における高齢者の生きがいづくりや健康づくりの取組である街かどデイハウスについても、この考え方に基づき、地域福祉・高齢者福祉交付金により支援しているところです。  ○　地域の実情に沿った高齢者福祉サービスを行う市町村については、多様なサービス提供のあり方も見据えつつ、地域福祉・高齢者福祉交付金等により支援してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ９．高齢者福祉を拡充すること。  イ．65歳以上の高齢者に電車・バス・地下鉄などの無料乗車証を支給すること。また、社会参加や日常生活に支障のないよう、公共交通の拡充やタクシー券を発行すること。 |
| （回答）  ○　無料乗車証の支給につきましては、各サービスの事業主体である、鉄道会  社、バス会社等において検討・判断されるべきものと考えております。  ○　また、公共交通の拡充やタクシー券の発行については、住民に身近な市町  村が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じて、実施すべきかどうかについて、判断されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ９．高齢者福祉を拡充すること。  ロ．予防・治療・リハビリ・介護などの総合的な制度を負担なしで完全実施すること。 |
| （回答）  ○　介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としており、介護保険の利用料は、サービスを利用する方と利用しない方の公平を保つため、サービスを利用する方にご負担をお願いするものです。  ○　また、低所得者の利用料の負担を軽減するために、所得に応じた利用者負担額に上限が設けられるなど、一定の配慮されております。  ○　介護保険は、介護を社会全体で支えるために、国において創設された制度であることから、利用料の軽減についても、国において必要な措置が講じられるべきものと考えており、今後も低所得者が必要なサービスを利用できるよう、必要に応じ国に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ９．高齢者福祉を拡充すること。  ロ．予防・治療・リハビリ・介護などの総合的な制度を負担なしで完全実施すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　本府においては、後期高齢者医療制度に係る医療給付や保険料軽減分に対する負担など、一定の予算措置を行っているところですが、本制度は、国の制度設計のもとで全国一律の医療保険制度として、保険者である後期高齢者医療広域連合が運営するものであり、本府としては、これら法定の負担以外に、独自の保険料減免措置等に対する財政支援を行うことは考えておりません。  ○　本府としては、高齢者が安心して医療にかかれるよう、適切に制度を運用していくことが重要と考えており、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しつつ、制度の趣旨に留意し、適切に運用されるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に対し助言を行うとともに、必要な改善点があれば、国に対し改善を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （２）国に要求すること  １．老人医療制度の対象年齢を65歳以上とし、無料制度を実施すること。 |
| （回答）  ○　福祉医療費助成制度については、全ての都道府県で実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、国において制度を創設するよう、これまでも強く要望しているところであり、今後もあらゆる機会を捉えて要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．高齢者対策について  （２）国に要求すること  ２．加齢性難聴などの補聴器は保険適用し、購入費用の助成制度を実施すること。 |
| （回答）  ○　介護保険制度においては、加齢に伴って心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある場合、要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、福祉用具貸与等により支援が行われています。  この福祉用具貸与等については、国においてその有効性、安全性、保険適用の合理性等が評価、検討されたうえで、その対象が定められていますが、補聴器については含まれておりません。  ○　現在、国において、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が行われており、府としては、引き続き、このような国の動向を注視してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  １．児童手当は支給額を引き上げ、支給は毎月支給にすること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　児童手当については、こども未来戦略に基づき、改正児童福祉法が令和６年10月1日より施行され、令和６年10月分から所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第３子以降を３万円とする、支給月を年３回から６回払いに見直す等、制度の抜本的拡充が行われたところでありますが、本府においては児童手当の支払が円滑に実施できるよう取り組むとともに、今後も府内市町村における支給状況も鑑みながら、国への働きかけについて見極めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ２．ひとり親世帯への就労支援策を充実すること。 |
| （回答）  ○　ひとり親世帯への就労支援については、令和２年６月に開設した府立母子・父子福祉センターにおいて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など総合的な就業支援を行っております。  ○　令和７年３月に策定予定の「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」では、ひとり親家庭等に対する就業支援やセンターにおける相談機能の充実などを重点施策に位置づけて取り組んでいくこととしています。  ○　今後とも市町村をはじめ府商工労働部や大阪労働局など関係機関との連携を図りながら、ひとり親家庭等の就業支援に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ３．児童扶養手当について  イ．所得基準と支給額を大幅に引き上げ、就労の有無など受給年数による支給制限はしないこと。  ロ．申請を簡素化すること。認定については本人の所得のみとすること。当面、親族との同一世帯であっても生計を別にする場合は本人の所得のみの認定とすること。 |
| （回答）  ○　児童扶養手当の支給に関する事務については、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村において、法定受託事務として執行しているところであり、手当の受給資格認定、支給等については、法令で定められた要件に沿って適正に行うことが要請されています。  【イについて】  ○手当の支給額については、児童扶養手当法及び同法施行令に規定されているところですが、令和６年11月分から、受給者の所得制限限度額が引き上げられ、支給額についても第３子以降の加算額が第２子と同額となり、拡充されました。  ○　また、平成20年度より実施されている、受給期間が５年を超える方等に対する手当の一部支給停止に係る措置につきましては、受給者が就労している場合（就労に向けた活動を行っている場合を含む）や病気等のやむを得ない理由により就労ができない場合には、一部支給停止措置を行わないことが可能であることから、こうした条件に合致する方に対する一部支給停止適用除外届の提出勧奨に努めるなど、きめ細かな対応を行っているところです。  ○　しかしながら、一部支給停止措置の制度については、実際に制度が適用される者が非常に少数であり、制度がその趣旨に沿って有効に機能しているとはいえない状況にあり、受給者が行う事務手続きも煩雑であることから、制度の廃止も含めた見直しを行うよう国に要望しているところです。  【ロについて】  ○　手当の支給制限については、児童扶養手当法の規定により、本人所得の他、配偶者及び受給者と生計を同じくする扶養義務者の所得額に応じて行われることとなっています。  ○　なお、扶養義務者と同一世帯で同居している場合については、原則として生計同一と考えられますが、生計を別にしている事実があり、客観的な証明がある場合、当該扶養義務者の所得については支給制限の対象となりません。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ３．児童扶養手当について  ハ．遺棄など手続きについては、本人の申請にもとづき、民生委員の証明（独身証明）を求めないこと。  ニ．扶養親族数などは現況で認定すること。  ホ．認定は実態でおこない、申請書のみでも受理し、申請日から支給すること。申請は所得証明のみでおこない、民生委員の介入はしないこと。  へ．失業などの所得減少があった場合は、現況に応じて認定すること。  ト．公的年金との併給は、全額を支給すること。  チ．支給は毎月支給にすること。 |
| （回答）  【ハについて】  ○　遺棄を事由とする手当の請求については、父（又は母）が児童を１年以上遺棄しているという本人からの申立てを聞き取り、遺棄調書等を作成し、監護意思及び監護事実を確認した上で、町村窓口において申請を受理しています。  【ニについて】  ○　扶養親族数については、児童扶養手当法において、前年所得に係る所得税法上の扶養親族数等に基づき行うこととされているところです。  【ホについて】  ○　認定については、受付窓口である町村と協力の上、請求者の生活実態を的確に把握していくよう努めること、とされています  ○　提出書類については、児童扶養手当法施行規則及び国通知により必要な添付書類が定められており、また、支給開始時期についても、児童扶養手当法で請求日の翌月から支給するものと定められています。  ○　なお、手当の性格上、受給資格の審査・認定において、請求者の生活実態についての聞き取り等をおこなうことがありますが、その際、手当の支給要件と直接関係のないことについては聴取しない等、請求者の人権、プライバシーに十分配慮するよう努めております。  【へについて】  ○　手当の支給にあたっては、児童扶養手当法及び同法施行令により、当該年度の地方税に係る所得（前年の所得）額に応じて手当の支給を制限すると定められています。  【トについて】  ○　児童扶養手当は、二重の社会保障給付になることを避けるため、公的年金との併給制限が行われていましたが、平成26年12月の児童扶養手当法の改正により、公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を支給できるようになりました。  ○　なお、令和３年３月分の手当以降については、児童扶養手当の支給額が障がい基礎年金の子の加算部分の支給額を上回る場合は、その差額を児童扶養手当として、あらたに受給できるようになりました。  【チについて】  ○　児童扶養手当の支給回数については、国会で審議され、厚生労働省による地方公共団体への実態調査を経て検討された結果、令和元年11月から隔月支給に変更されたところです。  ○　本府においては、児童扶養手当の支払が円滑に実施できるよう取り組むとともに、府内市町村における支給状況も鑑みながら、国への働きかけについて見極めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ４．入院助産の改善について  ロ．認定基準を大幅に引き上げ、本人負担を軽減すること。広報などで制度の周知をはかること。  ハ．行政区毎に認可施設とベッド数を増やし、診療所・助産院などにも積極的に働きかけること。また、自治体独自に適用を拡大しているところには府として補助をすること。国にも求めること。  ニ．申請権を保障し、手続きは簡素化すること。所得は課税証明のみで、また離婚、失業・収入減少など現況に応じて認定すること。 |
| （回答）  【ロについて】  ○　入院助産については、児童福祉法第22条に規定された全国一律の制度であり、公平性の観点から、認定基準を引き上げ、本人負担の軽減を行うことは困難です。  ○　助産施設に対しては、出産費用の超過負担が生じないよう、国基準額内に収めていただけるようお願いするとともに、時勢に応じた基準額の引き上げを国に要望しているところです。  ○　また、低所得の状況にある妊婦が、出産に要する費用負担を懸念して医療機関での受診をためらうことのないよう府ホームページで助産制度を周知しているところです。今後とも、市町村とも連携し、ホームページ等による助産制度の周知に努めることを通じて、利用促進に努めてまいります。  【ハについて】  ○　助産施設の認可等については、住民サービス向上の観点から取組みが推進されるよう、平成22年度から市町村に権限を移譲したところです。  ○　支援を要する妊婦がひとりで抱え込まずに出産しやすい助産体制を整えることが重要であり、府としましては、個々の市町村独自の上乗せや拡大に対する助成については困難ですが、引き続き、地域の実情に応じた体制整備が図られるよう、国への要望や市町村への助言などを通じた連携に努めてまいります。  【ニについて】  ○　児童福祉法に基づく助産の実施については、制度上、出産育児一時金の受取金額や所得に応じた適用の制限があることから、妊産婦の経済状況等を慎重に審査し、決定する必要があると考えております。  ○　なお、マイナンバー法の施行に伴い、手続きについては一定の簡素化が図られたものと考えております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10.子育て・保育について  ５．保育について  イ．公的保育制度を守り、公立保育所をふやし、民営化や統廃合はやめること。  指定管理者制度を導入しないこと。  ロ．待機児童をなくし保育内容を充実すること。待機児童の基準を明確にすること。  ハ．入所申し込みの手続きについては、簡素化すること。  ニ．家庭保育・ベビーセンター等、無認可保育所に大幅に補助をふやすこと。  ホ．すべての保育所、認定こども園の保育料は無償にすること。  へ．保育料滞納世帯への資産の差押えはしないこと。  ト．保育士を増員すること。  チ．保育士は有資格者とし、雇用は正職員として身分保障を行うこと。  また、賃金保障・労働環境など職員の待遇改善を行うこと。 |
| （回答）  【イについて】  ○　公立保育所の設置やあり方につきましては、保育の実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、適切に判断されるべきものと考えております。  【ロについて】  ○　府としては、待機児童の解消に向けて、保育所等整備交付金、安心こども基金などを活用した保育所の整備等に取り組む市町村の支援に努めているところです。  ○　また、保育内容の充実につきましては、家庭的保育や延長保育、休日・夜間保育、病児保育など、市町村が実施する多様な保育サービスについて、その支援に努めているところです。  ○　なお、待機児童につきましては、各年４月１日を調査日として、全国の市区町村を対象に、こども家庭庁による「保育所等利用待機児童数調査」が行われておりますが、待機児童の定義については、調査要領により、調査日時点において、保育の必要性の認定(２号又は３号)を受け、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者とされています。  【ハについて】  ○　子ども・子育て支援新制度では、保育の実施主体である市町村が、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を設定した上で、利用可能な保育所等のあっせんなど適正に対応しているところです。  ○府としては、実務を担う地方の意見を十分に取り入れ、地域の実情が反映できるよう国に要望しているところです。    【ニについて】  ○　認可外保育施設への支援として、認可化移行運営費支援事業では、認可保育所又は認定こども園等への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる運営に要する費用の一部を補助しているところです。  【ホについて】  ○　保育所、認定こども園等の利用料については、令和元年10月から３歳から５歳までの全ての子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもが無償化の対象となっています。  ○　府としては、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、０歳から２歳までの全ての子どもについて、幼児教育・保育の完全無償化を実現することについて、国に対して要望しているところであり、引き続き働きかけてまいります。  【ヘについて】  ○　滞納となった保育料については、児童福祉法により、地方税の滞納処分の例により処分することができると定められており、処分にあたっては、地域の実情に応じて、保育の実施主体である市町村により判断されるべきものと考えております。  【トについて】  ○　保育士の増員については、安心して子どもを預けられる保育環境の実現と保育士等の負担軽減を図るためこれまで配置基準の改善を国に要望しているところです。  ○　国においては、令和６年度に４・５歳児の配置基準を従前の30対１から25対１へと見直すとともに、公定価格上の加算措置が新設されました。３歳児については、既に加算措置により20対１から15対１へと改善が進められていましたが、配置基準についても見直されました。  ○　また、国の令和７年度予算案において、１歳児の職員配置についても加算措置により６対１から５対１へと改善を進める方針が示されたところです。  【チについて】  ○　保育士については、児童福祉法第18条の23で「保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。」と規定されており、資格を持たない者を保育士として配置することはできません。  ○　保育所や認定こども園における職員の配置については、国が定める基準を踏まえた、府の設備及び運営に関する条例で定めており、各保育所等においては、この基準を遵守すべく保育士を配置しておりますが、雇用形態等については、雇用主が地域の実情等に応じて判断されるべきものと考えております。  ○　保育士の処遇改善については、平成27年度以降、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約９パーセントの改善がなされています。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等が実施されております。  ○　府としては、更なる処遇改善について、国に引き続き要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ６．小学校区ごとに学童保育を公営で実施すること。民間の学童保育は補助金を大幅に増やして、父母負担を軽減すること。大阪市は、「子どもの家事業」の補助金を復活すること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　放課後児童クラブ(いわゆる学童保育)の運営手法につきましては、地域の実情に応じて、放課後児童クラブの実施主体である市町村により、適切に判断されるものと考えております。  ○　府におきましては、小学校区ごとに放課後児童クラブが設置されるよう、整備や運営に要する経費について、国制度に基づき、市町村に対し支援を行っているところです。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ７．児童相談所を増設し、体制を充実すること。児童福祉司を増員し、地域とも連携しながら虐待防止対策を行うこと。 |
| （回答）  ○　児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事案に対応するため、府子ども家庭センターにおいては、計画的に児童福祉司を増員しているところです。  ○　また、各子ども家庭センターに市町村支援担当者を配置し、各市町村の状況に応じた助言等の支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において積極的な助言等を行っています。  ○　市町村の体制強化については、人員配置への活用も可能な「大阪府新子育て支援交付金」により、市町村への財政的な支援を実施しています。  ○　さらに、既存の集合型の研修に加えて、令和５(2023)年から、市町村職員の経験年数や役割に応じて、体系的に受講できる研修動画を作成・配信し、市町村の担当職員に繰り返し視聴していただくことで、専門的な知識や技術の定着、向上を支援しています。  ○　児童相談所の増設については、平成28(2016)年に改正された児童福祉法の附則において、政府は中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、支援その他必要な措置を講ずるものとすると規定されました。  ○　府内では令和7（2025）年４月より豊中市が児童相談所を設置する他、東大阪市も児童相談所の設置を表明しており、大阪府では、令和３（2021）年以降、両市から派遣された複数名の研修生を子ども家庭センターで受け入れるなど、専門職員の育成や運営ノウハウの提供を通じて、児童相談所設置が円滑に進むよう支援しているところです。  ○　今後とも府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．子育て・保育について  ９．子どもの貧困問題の実態調査に基づいて対策を講じ、子ども食堂へ補助及び増額を行うこと。 |
| （回答）  ○　令和５年度に府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果では、依然として、困窮世帯の厳しい状況は変わっておらず、引き続き、困窮世帯への経済的支援や保護者の就労支援が必要であり、また、支援が必要な人へ必要な情報が届いていない可能性があることが分かりました。  ○　引き続き、関係部局と連携しながら教育・就労・生活支援・孤立防止等の総合的取組みを進めるとともに、国や市町村と連携し、子どもの貧困の解消に向けた総合的な対策の推進に取り組んでいきます。  ○　また、社会全体で子どもの貧困対策の取組を進めるという機運を高めるとともに善意の受け皿として平成30年３月に創設した「子ども輝く未来基金」を活用し、学習教材の購入支援や、自転車や学習・スポーツ用品等の提供など、直接子どもたちに提供するものを基本に事業を推進しています。  ○　子ども食堂については、新子育て支援交付金により、子ども食堂等の居場所の運営補助等を行う市町村を支援しています。また、子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等に対し、学習教材の購入費等について補助金を交付しています。  ○　今後とも、市町村や関係部局と連携しながら、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  １．障がい福祉サービスの利用料徴収にあたっての収入認定は、世帯合算ではなく、障がい者本人のみの所得とすること。 |
| （回答）  ○　利用者負担については、国において、これまで累次の負担軽減措置がとられており、平成21年７月からは軽減措置にかかる資産要件の撤廃、平成22年４月からは市町村民税非課税世帯の障がい者等の利用者負担無料化が図られました。  ○　さらに平成24年４月からは、障害者自立支援法の一部改正により、応能負担を原則に、高額障がい福祉サービス等給付費の支給については補装具の利用者負担も合算することとなっています。  ○　また、利用者負担の収入認定については、平成20年７月から、負担上限月額を判定するための所得区分認定を行う際には、それまでの世帯単位ではなく「本人と配偶者」のみの所得で判断することとされていますが、この「配偶者」については、民法第752条により扶助義務が課せられていることなどを考慮して、合算の対象とされているところです。  ○　府といたしましては、今後とも、すべての障がい者にとって、障がい者支援制度が地域で安心して暮らすことのできるものとなるよう、適切な利用者負担制度について、必要に応じて国に働きかけてまいりたいと考えています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ２．地域生活支援事業は、従来どおり「応能負担」「負担なし」にすること。 |
| （回答）  ○　市町村が実施する地域生活支援事業は、地域の実情や利用者のニーズに応じて、実施主体である市町村の判断により柔軟に事業実施するもので、具体的な事業の内容については、個々の市町村において決定されるものであり、利用者負担についても、市町村において判断し、決定されることとなっております。  ○　しかしながら、市町村において円滑に事業を実施するためには、国において国庫補助金の総額の拡大を図るとともに、事業実績に見合った確実な財源措置が必要であると考えております。  ○　このため、府としては、今後とも、国に対し財源確保を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ３．浅田訴訟の判決をふまえ、65歳以上の障がい者については、一律に介護保険の利用の優先を求めるのではなく、本人の意思を尊重した柔軟な対応を行うこと。２号被保険者についても同様に行うこと。 |
| （回答）  ○　我が国では、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障制度の基本とされております。このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、社会全体で支え合う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっております。  ○　障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、障害者総合支援法第７条の規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付を受けることができるときはそれが優先されますが、国通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」を踏まえることとなっております。  ○　国適用関係通知では、市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断するものとされています。  ○　大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うこと、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけることを市町村に対して助言しております。  ○　今後とも引き続き、適宜必要な助言を市町村に対して行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ４．障がい支援区分認定は的確におこない、必要な支援がいきわたるようにすること。 |
| （回答）  ○　障がい者のニーズに即した障がい福祉サービスが提供されるためには、その方の障がい支援区分が適切に認定される必要があり、そのためには、認定調査員によって十分な聞き取り調査が行われるとともに、市町村審査会において、認定調査結果や特記事項、医師の意見書等をもとにした十分な審査と的確な判定が行われる必要があります。  ○　府としては、市町村の認定審査において適切な判断が行われるよう、認定調査員や市町村審査会の委員、意見書を作成する医師に対する研修を毎年実施しており、今後とも、障がいの特性や実態に応じた、公平で客観的な認定が行われるよう、これらの研修並びに審査会の事務局である市町村に対する必要な指導・助言を行ってまいります。  ○　また、障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方に関する見直しについては、府は国に対し、障がい福祉サービス等給付のための判断基準について、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取しつつ、当事者の意向に加えて、客観的なルール・基準も含めて総合的に評価した上で、支給決定を行う仕組みとするよう要望しているところです。  ○　今後とも、国の動向を注視し、状況に応じて国への働きかけを適宜行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ５．重度障がい者（児）の医療の公費負担制度を改悪しないこと。2,018年４月の制度改定が、障がい者（児）・高齢者のくらしに及ぼした影響について実態を調査すること。 |
| （回答）  ○　重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。  ○　一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。  ○　府では市町村と共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会が平成28年２月に公表した報告書を踏まえ、実施主体である市町村や団体から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年２月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年４月に新制度として開始しました。  ○　具体的には、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は３年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を助成対象に加えました。また、令和３年４月から精神病床への入院について助成を実施しています。  ○　なお、重度障がい者医療費助成対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が１から３割であるのに対し、１医療機関あたりの負担額を１日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3,000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。  ○　今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。  ○　なお、福祉医療費助成については、定期的に市町村からデータを収集して集計しており、それらのデータをもとに、平成30年４月の再構築にかかる検証を行っております。  ○　引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ６．雇用と仕事・生活や医療・教育や住宅、社会生活にわたる生存権を保障する総合的な対策をたてること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、障がい施策全般を、総合的かつ計画的に推進していくため、障がい当事者や関係団体等からのご参画を得た「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」及び「大阪府障がい者施策推進協議会」の意見を聞きながら、令和３年３月に「第５次大阪府障がい者計画」を策定し、本計画に基づき府の障がい施策を推進しているところです。  ○　計画では、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、三つの最重点施策として、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」と「専門性の高い分野への支援の充実」を位置づけており、福祉だけではなく、教育、就労、住まい、医療などの各分野から、障がい児者の暮らしを支える環境づくりに向けた施策等を網羅的に整理しており、計画の実施状況につきましては、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に報告しております。  ○　今後とも、計画に基づき、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向けて総合的・計画的に、施策を展開してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ７．障がい者（児）の入所・通所施設・環境の改善・増設を早急にはかること。また、公共施設、駅や公園などへ多目的トイレを設置し、車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　障がい者（児）の入所施設や通所の事業所については、厚生労働省令及び大阪府条例等において、障がい福祉サービスごとに人員、設備、運営に関する基準を定めており、居室の面積や生活・訓練に必要な設備、建物の構造、職員の配置数など遵守すべき内容が示され、本基準に基づき事業所の指定を行っています。  ○　指定事業所について、本基準に基づき適切に運営されるよう、事業者の指定時における研修、集団指導（年１回）、運営指導（随時）を実施して制度を周知するとともに、自己評価の実施等を促しています。  ○　今後とも、各施設・事業者に対し、基準を遵守し、適切なサービス提供を行うよう市町村と連携しながら指導してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ７．障がい者（児）の入所・通所施設・環境の改善・増設を早急にはかること。また、公共施設、駅や公園などへ多目的トイレを設置し、車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　大阪府では、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、一定の規模・用途の建築物内に便所を設ける場合は、そのうち１以上を車椅子使用者用便房とすることを義務付けるなど、建築物のバリアフリー化を促進しております。  ○　また、令和７年６月に施行されるバリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置基準が見直され、建築物の規模に応じて各階に設置することが義務付けられる見込みです。  ○　加えて、建築物の設計、維持管理時における配慮事項等をまとめた「福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定し、設計者や事業者への普及啓発に努めております。  ○　鉄道駅については、既存駅舎へのエレベーター整備等に対して補助を行うなど、バリアフリー化を促進しているところです。  ○　引き続き、府民の皆様や事業者の皆様のご協力を得ながら、条例が目指す社会を実現できるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ７．障がい者（児）の入所・通所施設・環境の改善・増設を早急にはかること。また、公共施設、駅や公園などへ多目的トイレを設置し、車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　府営公園のトイレについては、バリアフリートイレの設置を進めるとともに、誰もが快適に利用できるよう、順次、便器の洋式化等の改修を進めています。  ○　また、公園内の主な施設を結ぶルートを「らくらく１ルート」として位置付け、園路や各施設へのアプローチ部の段差解消を行うなど、面的なバリアフリー化にも取り組んでいます。  ○　引き続き、誰もが利用しやすい公園となるよう、バリアフリー化に取り組んでいきます。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　公園課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ８．重度障がい者等タクシー料金給付事業（福祉タクシー）は利用回数を増やし、1回当たりの走行距離制限をなくすなど、障がい者の移動の自由を保障すること。 |
| （回答）  ○　福祉タクシーにつきましては、車いす利用者や要介護者の方々の交通手段を確保するために導入されています。一部市町村において、地域の実情に応じて、利用回数や1回当たりの走行距離制限等の基準を独自に定めて助成事業を実施しておりますので、各市町村にご相談いただきたいと存じます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ９．日常生活用具や福祉電話等は、希望者全員が無料で活用できるようにすること。 |
| （回答）  ○　福祉電話等の日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村地域生活支援事業として位置づけられており、実施主体である市町村の判断によりその条件等が決定されています。  ○　大阪府としましては、府域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、引き続き必要な財源確保を図ることを国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  10．障がい者（児）に対し社会復帰の訓練施設の整備に対し、府（市）として助成制度の充実を図ること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　府独自の補助制度の創設は困難ですが、障がい者（児）の社会福祉施設の整備については国と府が補助を行う「社会福祉施設等施設整備費補助金」の対象となっております。一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

様式　２

回　　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること  11．児童生徒の増加に見合った大阪府立特別支援学校の増設をすすめること。 |
| （回答）  ○　知的障がいのある児童生徒の増加への対応については、令和２年10月、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境の充実に関する基本方針」を策定し、公表しました。  ○　同基本方針に基づき、R6年４月に出来島支援学校を開校いたしました。加えて、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転・併設整備を進めているところです。  ○　また、「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準、学級編制基準の不適合等の解消をめざし、大阪市北東部・豊能地域における新校整備に加え、今年度から新たに、北河内地域において、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた基本計画の策定を進めているところであり、その他の地域についても、引き続き、所要の検討を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  12．すべての交通機関にエレベーター及び、落下防止柵等を設置すること。また内部障がいを含め、介護者にも無料乗車証を支給すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　交通機関の運賃割引については各事業者において実施されているところですが、内部障がいについても、他の身体障がいとともに、旅客運賃減額種別に応じて、障がい者本人および介護者に対して割引が適用されているところです。  ○　ご理解のほど、よろしくお願いします。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  12．すべての交通機関にエレベーター及び、落下防止柵等を設置すること。また内部障がいを含め、介護者にも無料乗車証を支給すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」を定め、鉄道駅舎を除く旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に、移動等円滑化経路を設けることを義務付けており、建築行為が行われる際には段差の解消やエレベーターの設置等を求めております。  ○　また、鉄道駅舎については、高齢者、障がい者をはじめすべての人が自由に移動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めるため、市町村が作成する「バリアフリー基本構想」の地区内にある既存駅舎のエレベーター整備等に対して補助を実施しております。  ○　現在、3,000人以上の利用者数の駅については、概ねワンルート以上のバリアフリールートが確保されています。また、令和２年度より補助要件を拡充し、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化などに必要なエレベータ―設置等に対しても補助を行っているところです。  ○　また、鉄道事業者が実施する落下防止対策である可動式ホーム柵の設置については、平成23年度に補助制度を創設し、可動式ホーム柵設置の促進に努めてきたところです。  ○　国の基本方針の改正に伴い、「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和３年４月に見直し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホーム単位での整備促進を図ることとしております。  ○　令和６年３月現在、府内の全520駅1，350番線のうち可動式ホーム柵が設置されている駅は117駅280番線となっており、一日あたりの利用者10万人以上の駅については、府内の全27駅166番線のうち、22駅71番線となっております。  ○　加えて、駅ホームでの内方線付き点状ブロックの設置状況は、令和６年３月現在、１日あたりの平均利用者数3,000人以上の439駅については、全て設置済となっております。  ○　今後とも、国、市町村、事業者等と連携を図りながら、旅客施設のバリアフリー化に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課  都市整備部　交通戦略室　鉄道推進課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11. 障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  13. 障がい者（児）のいる家庭の相談窓口を公的責任で設置すること。 |
| （回答）  ○　平成24年に障害者総合支援法が施行され、「障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと」が市町村の責務になりました。  ○　これにより、各市町村においては、相談支援体制の整備を図るため、基幹相談支援センターの設置や相談支援事業所及び相談支援専門員の拡充に取り組んでおり、本府は広域自治体として、相談支援専門員の育成や基幹相談支援センターの設置に係る助言など実施しております。  ○　また、市町村の責務である障害者相談支援事業は、障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、市町村職員又は市町村から委託を受けた相談支援事業所が、障がい児者及びその家族からの相談に広く応じ、必要な情報の提供や助言等を行っております。  ○　本府としては、市町村による障害者相談支援事業が適切に実施できるよう、今後も引き続き府内市町村の後方支援に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  14．精神障害者保健福祉手帳を交付する際には、期限があることを説明し、有効期限がきれる前に、更新申請のお知らせを送付すること。 |
| （回答）  ○　精神障害者保健福祉手帳の交付は、法令により市町村の窓口で申請及び交付（お渡し）することとなっており、市町村が精神障害者保健福祉手帳を申請者にお渡しする際には、同手帳に有効期限が記載されていることを説明しております。  ○　また、大阪府こころの健康総合センターや市町村においては、手帳所持者の方に対する手引きを作成し、有効期限の周知を図っているところです。  ○　更新申請のお知らせについては、精神障害者保健福祉手帳の交付権限を5市町を除いて府内市町村に移譲しているため、一律で実施することは困難であると考えております。  ○　引き続き、各市町村と連携を密にし、あらゆる機会をとらえて精神障がい者保健福祉手帳の有効期限について周知してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （１）自治体として次のことを実現すること。  15．ヘルパーの人員を拡充し、待遇改善を行うこと。 |
| （回答）  ○　ヘルパー（訪問介護員）として従事するためには、都道府県が指定した事業者が実施する「介護職員初任者研修」を修了することが必要とされています。このため大阪府においては、介護職員初任者研修を実施する事業者を指定するとともに、研修が適正に実施されるよう実地調査や指導等を行っているところです。  ○　また、ヘルパーを含む社会福祉事業所の従事者を対象に、業務上必要な知識・技術及び教養を高めることを目的とした「職場研修支援事業」を併せて実施しています。  ○　これら取組みにより、引続きヘルパーの人員拡充に努めて参ります。  ○　府は、「第５次大阪府障がい者計画」において、人材の確保と育成にむけ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の３つのアプローチによりオール大阪で取組を進めていくと示しており、今後、障がい福祉分野における「参入促進」について検討を進めるとともに、府の障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう、引き続き取り組んでまいります。  ○　福祉・介護職員の処遇改善については、収入を２パーセント程度引き上げるための措置が令和６年２月から令和６年５月までの間において実施され、令和６年度の報酬改定において、基本報酬や処遇改善加算に反映されました。  ○　加えて、令和６年６月以降、処遇改善加算が一本化され、加算率が引き上げられたところです。  ○　他業種との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよ  う、更なる財源措置を、国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　地域福祉推進室　福祉人材・法人指導課（点線部について回答）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課（傍線部について回答）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課（波線部について回答） |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （２）国に要求すること。  ２．障がい者用トイレの設置や車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。そのための補助制度を拡充すること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）」を定め、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しております。  ○　また、建築物の設計、維持管理の配慮事項等を取りまとめた「福祉のまちづくり条例ガイドライン」を作成し、ホームページでの情報発信のほか、設計者向け、事業者向けの講習会等により周知に努めているところです。  ○　引き続き、条例が目指す社会が実現するように取組を進めるとともに、必要に応じて国に対して補助制度の拡充を働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １１．障がい者（児）福祉について  （２）国に要求すること。  ２．障がい者用トイレの設置や車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。そのための補助制度を拡充すること。 |
| （回答）  ○　本府管理道路における車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境の整備に向けた国費要望を行っているところであるが、引き続き、必要な予算確保を国へ要望していく。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　道路室　道路環境課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）国に要求すること。  １．健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48 号。）及び国民健康保険法（昭和33 年法律第192 号）を含む医療保険各法の改正により、国において全国的に統一した制度として定められたところです。  ○　それに基づき、令和６年12月２日以降新たに発行されなくなりますが、それまでに交付された国民健康保険被保険者証は、最長１年間使用できるよう国が経過措置期間を設けており、有効期限が切れるまで使用することができます。また、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を保有していない方には、当分の間、本人の申請によらず市町村において資格確認書を交付することとしています。  ○　マイナ保険証をお持ちでない方も含め、全ての方がこれまでと変わらず安心して保険診療が受けられるよう、国においては、医療機関向け総合ポータルサイトの開設やセミナーの開催、動画配信などの取組みが進められてきたところです。  ○　昨年３月の府政だよりにマイナンバーカードの健康保険証利用登録に関する記事を掲載したところです。また、今年度から市町村と共同で広報活動を実施することとしており、昨年11月には、マイナ保険証及び資格確認書等に関する共同記事を作成し、府ホームページに掲載するとともに、各市町村において、広報を行ったところです。  ○　引き続き、マイナ保険証が円滑に利用できるよう、市町村と連携して、広域的かつ計画的な広報に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）国に要求すること。  ２．保険料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。当面、子どもの均等割賦課は早急になくすこと。 |
| （回答）  ○　保険料率に係る応能割と応益割の割合については、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」において、全国平均の所得水準を１とした場合の市町村の所得水準に応じて、毎年度、国から示される係数（β）により決定することとされており、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、大阪府国民健康保険運営方針において定めているところです。  ○　なお、多子世帯に対する負担軽減については、国において、令和４年度から子どもに係る均等割保険料の軽減措置の制度が設けられているところですが、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も５割となっていることから、本府としましても、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望しているところです。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）国に要求すること。  ３．国庫補助金を大幅に引き上げること。 |
| （回答）  ○　国民健康保険については、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことを基本とすべきと考えます。  国民健康保険制度に対する財政支援については、各保険者に過度な負担が及ばないよう、制度設計に責任をもつ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）国に要求すること。  ４．滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付すること。 |
| （回答）  ○　国民健康保険制度において、保険料の適切な収納確保は、制度の維持、被保険者間の受益と負担の公平化を図る上で重要であることから、被保険者は各市町村が定める保険料を負担することが必要です。  ○　また、市町村が保険料滞納世帯主に対し、保険料の納期限から１年が経過するまでの間に、保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別な事情がなく、保険料を納付しない場合に特別療養費の支給を行う仕組みについては、納付相談の機会を確保する観点や、受益と負担の公平性からも重要であると考えています。  ○　府としては、各保険者が法令の趣旨を踏まえ、特別療養費の支給に際して、個々の被保険者の特別な事情を十分把握し、適切に運用されるよう、今後とも助言に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）国に要求すること。  ５．傷病手当制度を創設すること。 |
| （回答）  ○　傷病手当金については、国民健康保険法において任意給付とされており、各保険者の自主的な判断によって給付されるものです。  ○　しかしながら、国民健康保険制度の構築は、国の責任において行われるべきものであり、傷病手当金については、給付の公平性を図る観点から、国の医療保険制度全体の中で統一的に取り扱われるべきものと考えており、必要に応じて国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）国に要求すること。  ６．葬祭料を引き上げること。 |
| （回答）  ○　葬祭料（葬祭費）については、国民健康保険法において相対的必要給付とされており、平成３０年4月からは、大阪府後期高齢者医療制度が定める「５万円」と同額を府内統一基準と定めています。  ○　しかしながら、国民健康保険制度の構築は、国の責任において行われるべきものであり、葬祭料については、給付の公平性を図る観点から、国の医療保険制度全体の中で統一的に取り扱われるべきものと考えています。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １３．国民健康保険について  （４）府として実現すること。  ７．出産育児一時金を引き上げること。 |
| （回答）  ○　国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことを基本とすべきと考えます。  ○　出産育児一時金については、健康保険法施行令等の一部改正に基づき、国において令和５年４月から全国一律で50万円に引き上げられています。  ○　府としましても、国の方針に基づき、適切に運用されるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （１）大阪府は、ひとり親・こども・障がい者の一部負担金助成制度を無料に戻し、老人医療費助成制度は元に戻すこと。当面、手続きを簡素化すること。 |
| （回答）  ○　福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。  ○　府では市町村と共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会が平成２８年２月に公表した報告書を踏まえ、実施主体である市町村や団体から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成２９年２月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成３０年４月に新制度として開始しました。  ○　具体的には、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を助成対象に加えました。  ○　なお、ひとり親家庭医療対象者・乳幼児医療対象者の一部自己負担額については現状維持するとともに、重度障がい者医療対象者については、医療保険での自己負担が１～３割であるのに対し、１医療機関あたりの負担額を１日上限５００円、月額上限額３,０００円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。  ○　今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課  福祉部　子ども家庭局　子ども青少年課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （２）自治体として次のことを実現すること。  １．こどもの医療費助成制度は所得制限をなくし、高校卒業年度末まで拡充すること。 |
| （回答）  ○　乳幼児医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、国において制度を創設するよう、強く要望しています。  ○　一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。  ○　乳幼児医療費助成制度については、「医療のセーフティネット」と「子育て支援」の性格があり、府と市町村が共同で設置した研究会において、府と市町村の役割分担として、セーフティネット部分は府が基準設定、子育て支援は市町村が独自に制度設計と整理した経緯があります。  ○　また、新子育て支援交付金を創設して乳幼児医療費助成を含む子育て支援施策の充実につながるよう市町村支援を行っているところです。  ○　府としては、引き続き乳幼児医療に係るセーフティネット部分の役割を果たすとともに、同交付金により、市町村の子育て支援施策をバックアップしていきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子ども青少年課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （２）自治体として次のことを実現すること。  ２．難病特定疾患の諸費用を公費負担とすること。 |
| （回答）  ○　当初、特定疾患治療研究事業では５６疾病であった対象疾病については、平成２７年１月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度が始まったことにより、第一次実施として１１０疾病となり、第七次実施後の現在は３４１疾病に拡大されています。  ○　一方で、公平かつ安定的な制度として、他の医療費助成制度との均衡も考慮して、負担能力に応じた一定の負担をお願いするものとされています。  ○　本府といたしましては、医療費及び治療研究等にかかる難病対策は全国統一的に実施されるべきものと考えており、今後とも、国の動向を注視しつつ、難病対策の充実につきまして、引き続き国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （２）自治体として次のことを実現すること。  ３．ひとり親医療の所得制限をなくすこと。 |
| （回答）  ○　ひとり親家庭医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、国において制度を創設するよう、強く要望しています。  ○　一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。  ○　福祉医療費助成制度は、福祉的支援が必要な重度障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児を対象に、医療のセーフティーネットの観点から、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすい環境を作ることにより、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として実施しております。  ○　平成28年２月に公表された府と市町村が共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会の報告書を踏まえ、実施主体である市町村や団体から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年２月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年４月から新制度として運営開始しています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子ども青少年課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （２）自治体として次のことを実現すること。  ４．入院給食費の自己負担をなくすこと。 |
| （回答）  ○　入院時食事療養費については、在宅医療との公平性の観点から自己負担をなくすことは考えておりません。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課  福祉部　子ども家庭局　子ども青少年課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （３）国に要求すること。  １．こどもと妊産婦・障がい者・高齢者・ひとり親に対する公費負担医療費無料制度を新設すること。 |
| （回答）  ○　福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施すべきものと考えており、国において制度を創設するよう、これまでも強く要望しているところであり、今後もあらゆる機会を捉えて要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課  福祉部　子ども家庭局　子ども青少年課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （３）国に要求すること。  ２．難病特定疾患の指定疾患を増やし、軽傷・重症にかかわらず助成を行い、一部負担をやめること。 |
| （回答）  ○　当初、特定疾患治療研究事業では５６疾病であった対象疾病については、平成２７年１月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度が始まったことにより、第一次実施として１１０疾病となり、第七次実施後の現在は３４１疾病に拡大されています。  ○　一方で、公平かつ安定的な制度として、他の医療費助成制度との均衡も考慮して、負担能力に応じた一定の負担をお願いするものとされています。  ○　本府といたしましては、医療費及び治療研究等にかかる難病対策は全国統一的に実施されるべきものと考えており、今後とも、国の動向を注視しつつ、難病対策の充実につきまして、引き続き国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １４．公費負担医療制度の拡充について  （３）国に要求すること。  ３．不妊治療分野の拡充と保険適用除外（特定不妊治療）への補助を行うこと。 |
| （回答）  ○　大阪府としましては、保険適用範囲の拡充により患者の経済的負担がさらに軽減されるよう、先進医療など保険適用外となった治療のうち、エビデンスが確認されたものや、専門機関等の研究により効果が認められた治療については早期に保険適用とするよう国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （１）自治体として次のことを実現すること。  １．夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科医療体制をととのえること。 |
| （回答）  ○　従前より初期救急医療体制については、各市町村が中心となって休日・夜間急病診療所などを整備していただいていますが、本府では消防法に基づき「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定するとともに、「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」を整備して救急医療体制を確保しています。今後とも府内各地域の救急医療の効果的な運用及び救急医療に関するデータ検証の支援を行うなどにより、府内の救急医療体制の維持に努めてまいります。  ○　また、周産期医療については、ハイリスク分娩等に対応する周産期緊急医療体制の整備を図るとともに、平成21年7月から、かかりつけ医のない未受診妊産婦等を当番制で受け入れる「産婦人科救急搬送体制確保事業」により体制の確保に努めております。  ○　小児救急医療については、本府では夜間の子どもの急病時に保護者等の不安を解消することなどを目的とした「小児救急電話相談事業」や、休日・夜間に小児救急患者を受け入れる二次救急病院に運営費助成を行う「小児救急医療支援事業」を実施しているところです。引き続き、府全域の小児救急医療体制の確保に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　医療対策課  健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （１）自治体として次のことを実現すること。  ３．救急救命センターの見直し、廃止は行わないこと。補助金は廃止しないこと。 |
| （回答）  ○　三次救急医療の機能確保は本府の責務と考えており、各救命救急センターへの具体的な支援については、それぞれの設立経緯等を踏まえ、異なった内容で実施しております。  ○　今後も救急医療を取り巻く環境の変化等を踏まえたうえで、より救命救急センターの機能が発揮されるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　医療対策課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （２）国に要求すること。  １．重症化を招く恐れのある入院ベッド数の削減はしないこと。 |
| （回答）  ○　病床数及びその機能をはじめとする医療提供体制については、各二次医療圏に設置している地域医療構想調整会議等において、医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、地域の実情に応じた協議を行い、適切な確保に努めます。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　保健医療企画課 |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （２）国に要求すること。  ２．限度額認定の適用基準を拡充すること。 |
| （回答）  ○　高額療養費支給制度における自己負担限度額の負担区分については、平成27年１月から新たに５区分とされ、これまでの市町村民税非課税世帯のほか、一般区分であった被保険者のうち低所得世帯についても、限度額が大幅に引き下げられています。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （２）国に要求すること。  ３．国立病院機構の統廃合をやめ、地域ごとに国立の総合病院を建設し、診療科目による無医地区をなくすこと。 |
| （回答）  ○　府内においては既存病床数が基準病床数を上回るなど病床過剰の状況であることから、原則として病院の新設は認められません。  ○　また、府内には国の定める基準に該当する無医地区はありません。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　保健医療企画課  健康医療部　保健医療室　医療対策課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （２）国に要求すること。  ４．看護師や医師（特に産婦人科・小児科）などの医療従事者を大幅にふやすこと。 |
| （回答）  ○　看護師確保につきましては、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、養成対策、定着対策、再就業支援を３本の柱として、看護職員の確保施策を実施しています。  養成対策としては、看護師等養成所に対する補助や教員養成のための講習会の開催等を行っています。  定着対策としては、病院内保育所に対する補助や新人看護職員をはじめとした看護職員の資質向上を図るための研修会等を実施しています。  再就業支援としては、潜在看護師が職場復帰できるよう、無料職業紹介や看護職の届出制の周知、再就業を図るための各種講習会や就職相談会を行うナースセンター事業を実施し、潜在看護職員の復職支援に努めています。  ○　なお、平成26年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、これらの事業の充実を図るとともに、訪問看護師を増やすため、訪問看護ステーションへの看護学生等インターンシップにかかる支援や、訪問看護未経験看護師への実践研修等も行っています。  ○　次に、医師確保につきましては、国が示す指針に基づき、令和６年３月に医師確保計画（第８次前期）を策定し、地域医療確保修学資金等貸与事業や地域医療支援センター運営事業を実施する等、産科医や小児科医等の確保に取り組んでいるところです。  ○　具体的には、地域医療確保修学資金等貸与事業では、周産期等の分野での従事義務を条件に、医学生に修学資金を貸与し、卒後、対象医師であるいわゆる地域枠医師を周産期母子医療センター等に派遣しており、直近５年間では、産科６人、小児科６人を府内の医療機関に派遣するなど、必要な医師の確保に努めています。  ○　また、地域医療支援センター事業では、医学生や若手医師を対象とした産科・小児科などの診療科別セミナーを開催するなど医師が不足する診療科を志望する医師の掘り起こしや、地域及び診療科間のバランスの取れた医師確保の推進に取り組んでいるところです。  ○　今後とも、国の動向や広域自治体としての役割等を踏まえ、大学や市町村、医療関係者などで構成する医療対策協議会の意見も伺いながら、本府の実情に適した効果的な医師確保策を検討、実施していきます。  ○　なお、医師の確保・養成に関しては、都道府県の努力だけでは解決できない課題も多いため、国に対して、計画的な医師養成の推進や、地域において必要な医師確保策の拡充等について、引き続き要望していきます。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　医療対策課  健康医療部　保健医療室　保健医療企画課（下線部について回答） |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １５．医療制度の改善について  （２）国に要求すること。  ６．紹介状なく大病院を受診したさいの初診時の追加負担はやめること。 |
| （回答）  ○　平成28年４月から、保険外併用療養費（選定療養）の枠組みの活用を推進し、病院及び診療所における外来機能の分化及び病院勤務医の負担軽減を図るため、紹介状なしに大病院を受診した患者等に新たな負担を求める制度が始まりました。  ○　急速な高齢化に伴う医療ニーズの変化に限りある医療資源で対応していくためには、一般的な外来受診は身近な診療所が担い、高度かつ専門的な医療サービスを提供する機能は大病院が担うという医療機関の適切な役割分担を図ることが必要です。  ○　本府としましては、引き続き、医療関係者等と連携しながら、府域における適切な医療の提供に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　保健医療企画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （１）自治体として次のことを実現すること。  ５．施設利用者の介護保険負担限度額認定の資産要件は撤廃し、同意書の強要はしないこと。 |
| （回答）  ○　施設サービス利用者の居住費及び食費の自己負担分については、低所得者への配慮として利用者負担段階に応じた負担限度額が設けられ、限度額を超える部分については補足給付を受けることが可能となっています。  ○　平成２７年８月の改正で、給付の基準が変更となり、資産が一定額以下かどうかを確認することとなったほか、その後も、高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われています。  ○　これに伴い、申請時に通帳のコピー等を添付していただくなどの手続きが必要となっており、申請者の方にはご負担をおかけしておりますが、保険者において適正な審査を行うため、また他の申請者との公平性を考慮する必要もありますので、ご理解をお願いします。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （１）自治体として次のことを実現すること。  ９．ホームヘルパーの人員を拡充し、待遇改善を行うこと。 |
| （回答）  ○　ホームヘルパー（訪問介護員）として従事するためには、都道府県が指定した事業者が実施する「介護職員初任者研修」を修了することが必要とされています。このため大阪府においては、介護職員初任者研修を実施する事業者を指定するとともに、研修が適正に実施されるよう実地調査や指導等を行っているところです。  ○　また、ホームヘルパーを含む社会福祉事業所の従事者を対象に、業務上必要な知識・技術及び教養を高めることを目的とした「職場研修支援事業」を併せて実施しています。  ○　これら取組みにより、引続きホームヘルパーの人員拡充に努めて参ります。  ○　介護職員の賃金については、これまでから、介護報酬における処遇改善加算の数次に渡る改定により、改善が図られてきたところです。  ○　介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、  ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。  ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。  ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。  について、国に要望しています。  ○　また、令和６年11月に閣議決定された国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる」ことを目的に、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し所要の額を補助する事業が盛り込まれたことから、府においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　地域福祉推進室　福祉人材・法人指導課（下線部について回答）  福祉部　高齢介護室　介護事業者課（波線部について回答） |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （１）自治体として次のことを実現すること。  １１．安心して住める特別養護老人ホームや老健施設を大量に増設すること。  イ.社会福祉法人施設の職員を大幅に確保・拡充し、充分な賃金保障をすること |
| （回答）  ○　介護保険施設や介護サービス事業所の人員配置については、介護保険法において、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（指定都市、中核市）が定めることが明記されており、大阪府では介護保険施設や指定居宅サービス事業所等の人員、設備及び運営の基準を条例で定めています。  ○　介護職員の賃金については、これまでから、介護報酬における処遇改善加算の数次に渡る改定により、改善が図られてきたところです。  ○　介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、  ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。  ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。  ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。  について、国に要望しているところです。  ○　また、令和６年１１月に閣議決定された国の「国民の安心・安全と持続　　的な成長に向けた総合経済対策」において、「介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる」ことを目的に、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し所要の額を補助する事業が盛り込まれたことから、本府においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （１）自治体として次のことを実現すること。  １１．安心して住める特別養護老人ホームや老健施設を大量に増設すること。  ロ．費用負担と施設の徴収額を引下げ、低所得者の軽減措置をとること。 |
| （回答）  ○　特別養護老人ホーム等の介護サービス費については、要介護度により介護報酬単価が設定されていますが、入所者の負担はその１割、２割又は３割となっており、その月の介護保険サービスの合計額については、高額介護サービス費によって所得に応じた上限額が設定されています。  ○　また、介護保険と年金給付の重複の是正や施設サービス利用者と在宅サービス利用者の負担の公平性の観点から、居住費及び食費の全額が自己負担となっていますが、低所得者への配慮として、利用者負担段階に応じた負担限度額が設けられています。  ○　さらに、収入や世帯の状況等を総合的に勘案し、特に生計が困難と認められる入所者については、社会福祉法人による利用者負担軽減制度が設けられているところです。  ○　府としては、真に入所が必要な方が利用できなくなることがないよう、引き続き、国の動向を見ながら働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  16．介護保険制度の抜本的改善をすること  （１）自治体として次のことを実現すること。  11．安心して住める特別養護老人ホームや老健施設を大量に増設すること。  ハ．介護認定されたすべての人に入所を認めること。 |
| （回答）  ○　平成２７年４月に施行された介護保険法の改正法により、特別養護老人ホームは在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することとされ、新規入所については原則要介護３以上に限定されたところです。一方、厚生労働省においては、要介護１・２の方であっても、施設以外での生活が著しく困難と認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所選考委員会を経た特例的な入所を認めています。  府においては、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の人員、設備及び運営の基準を定める大阪府条例で、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案して入所の必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努める旨を定めております。  ○　特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設については、市町村が地域の実情に応じて見込んだサービス量を元に、市町村介護保険事業計画及び大阪府高齢者計画において整備量を定めており、今後とも市町村と連携をしながら、計画的な基盤整備を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  １．保険料は本人の所得のみで算定すること。 |
| （回答）  ○　介護保険制度は全国一律のルールの下に運営されている制度であることから、保険料の算定方法については国において検討されるべきものと考えており、国に対し、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、介護報酬、保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な検討を行うことを要望しています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること  ２．国の負担割合を当面35パーセントに引き上げ、一般会計からの繰り入れを認めること。 |
| （回答）  ○　介護保険の費用負担割合は、４０歳以上の被保険者から支払われる介護保険料と保険者である市町村、国、都道府県が負担する公費によって賄われる仕組みになっています。  ○　国費の負担割合については、調整交付金を25パーセントの別枠で措置することなどを要望しております。  ○　公費の負担割合については、介護保険法に定められており、保険料抑制のためにその割合を超えて一般財源を繰り入れることは、被保険者以外の方に負担を転嫁することとなり、適当でない旨が国から示されているところです。  ○　介護保険制度は全国一律のルールの下に運営されている制度であることから、国において検討されるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ３．生活保護基準以下の世帯（人）の保険料・利用料は免除し、保護基準の1.5倍まで軽減措置を設けること。 |
| （回答）  ○　保険料及び利用料については、介護保険制度上、低所得者の負担を軽減するために、一定の配慮が講じられています。介護保険制度は、介護を社会全体で支えるために創られた制度であることから、低所得の方にも一定の負担をお願いしているものですので、ご理解をお願いします。  ○　低所得者に対する保険料負担及び利用者負担の軽減措置については、低所得者が必要なサービスが受けられるよう、国の制度として法令で明確に位置付け引き続き制度のあり方を検討するとともに、施設利用に係る補足給付等の低所得者対策に要する経費について、必要な財政措置を講ずることを国に要望しています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ４．保険料の年金天引きはやめること。 |
| （回答）  ○　介護保険制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、被保険者の保険料納付の利便を図るために、原則として、年金からの天引きによる特別徴収の方法により保険料を徴収することになっています。  ○　この特別徴収のしくみにより、市町村の保険料徴収事務の確実性や効率性が確保されるだけでなく、被保険者にとっても、保険料の徴収が簡単かつ確実に行われることにより、保険料納付手続きが簡素化され、また、未納による給付制限のおそれもなくなり、介護保険財政の不安定化の防止、負担の公平性の確保などに必要と考えております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ５．保険料徴収年齢の引き下げはしないこと。 |
| （回答）  ○　介護保険の被保険者の範囲については、国の社会保障審議会介護保険部会において議論され、対象年齢を引き下げることについては若年層は子育て等に係る負担があること、受益と負担の関係性が希薄であることから反対の意見がある一方、将来的には対象年齢の引き下げを行い介護の普遍化を図っていくべきとの意見もあり、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当であるとされており、引き続き国の動向を注視していきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ６．要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用をもとにもどすこと。介護認定されたすべての人に特別養護老人ホームへの入所を認めること。 |
| （回答）  ○　平成27年4月に施行された介護保険法の改正法により、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が、予防給付から市町村の地域支援事業の中の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。  ○　移行については、地域の実情に応じて一定の経過措置が設けられていましたが、平成29年4月からは全ての市町村で新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。  ○　介護保険の適用対象者を含め、介護保険制度は全国一律の制度であることから、国において必要な検討がなされるべきと考えます。  ○　また、この改正法においては、特別養護老人ホームは在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することとされ、新規入所については原則要介護３以上に限定されたところです。一方、厚生労働省においては、要介護１・２の方であっても、施設以外での生活が著しく困難と認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所選考委員会を経た特例的な入所を認めています。  府においては、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の人員、設備及び運営の基準を定める大阪府条例で、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案して入所の必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努める旨を定めております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ７．特定疾病以外でも、介護が必要な場合は40歳から利用できるようにすること。 |
| （回答）  ○　市町村の区域内に住所を有する４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者は、介護保険の被保険者となります。介護保険は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった場合に、給付を行うための制度であることから、４０歳以上６５歳未満の方の場合には、要介護状態又は要支援状態の原因が加齢に伴って生じる心身の変化に起因する特定の１６種類の疾病により生じたものである場合に限り介護保険のサービスが利用できることとなっております。  ○　府としては、介護保険制度が全国一律の制度であることから、国において必要な措置が講じられるべきものと考えております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ８．介護施設における「ホテルコスト」を廃止し、徴収は猶予すること。 |
| （回答）  ○　介護保険と年金給付の重複の是正や施設サービス利用者と在宅サービス利用者の負担の公平性の観点から、居住費及び食費の全額が自己負担となっていますが、低所得者への配慮として、利用者負担段階に応じた負担限度額が設けられています。  ○　また、収入や世帯の状況等を総合的に勘案し、特に生計が困難と認められる入所者については、社会福祉法人による利用者負担軽減制度が設けられているところです。  ○　大阪府としては、低所得者にも十分配慮した制度となるよう、引き続き、国の動向を見ながら働きかけてまいります。 |
| （回答部局名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １６．介護保険制度の抜本的改善をすること  （２）国に要求すること。  ９．事業者への介護報酬は公費負担で大幅に引き上げること。 |
| （回答）  ○　事業者の介護報酬は、国において、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的として実施されている介護事業経営実態調査の結果等を勘案したうえで、決定されています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １７．後期高齢者医療制度  １．後期高齢者医療制度は廃止すること。 |
| （回答）  ○　後期高齢者医療制度につきましては、国の有識者による社会保障制度改革国民会議において取りまとめられた平成25年８月の『社会保障制度改革国民会議報告書』において、「現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当」とされ、現在、制度が存続されているところです。  ○　本制度は、国の制度設計のもとで全国一律の医療保険制度として、保険者である後期高齢者医療広域連合が運営するものであり、本府としては、後期高齢者が安心して医療にかかれるよう、適切に制度を運用していくことが重要と考えており、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しつつ、必要な改善点があれば、国に対し改善を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １７．後期高齢者医療制度  ２．医療費の窓口負担増は中止すること。 |
| （回答）  ○　後期高齢者医療制度については、国の制度設計のもとで全国一律の医療保険制度として、保険者である後期高齢者医療広域連合が運営するものであり、制度の設計・維持に責任を負う国が、万全の措置を講じるべきであると考えています。  ○　本制度は、現役世代と高齢者で、共に支えあう制度として導入されたものであり、医療費のうち、窓口負担を除いて、約４割は現役世代の負担（支援金）となっているところ、令和４年度から、団塊の世代が75歳以上となり始め、大きく被保険者が増加するとともに医療費の増大が見込まれ、今後も現役世代の負担が拡大していく見通しとなっていたことから、令和４年10月1日に、所得に応じた新たな医療費の窓口負担の区分として、２割負担が導入されたところです。  ○　導入に際しては、令和４年10月１日から令和７年９月30日までの間は、２割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う１か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が併せて設けられているところです。  ○　本府としては、高齢者が安心して医療にかかれるよう、適切に制度を運用していくことが重要と考えており、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しつつ、必要な改善点があれば、国に対し改善を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １７．後期高齢者医療制度  ３．当面、保険料は生活保護基準の1.5倍までは免除し、漸減方式にすること。  ４．保険料と一部負担金の減免制度を拡充すること。 |
| （回答）  ○　後期高齢者医療制度の保険料や一部負担金の減免制度については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合が条例等で定めて運用しているところです。  ○　本府においては、保険料軽減額について、法定の割合により負担しており、法定の負担以外に、独自の保険料減免措置等に対する財政支援を行うことは考えておりません。  ○　本府としては、高齢者が安心して医療にかかれるよう、適切に制度を運用していくことが重要と考えており、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しつつ、制度の趣旨に留意し、適切に運用されるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に対し助言を行うとともに、必要な改善点があれば、国に対し改善を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １７．後期高齢者医療制度  ５．年金からの天引きはやめること。 |
| （回答）  ○　後期高齢者医療制度の保険料の納付については、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令の規定により、原則として、年金からの天引きにより納付していただくこととされていますが、保険料を口座振替により納付する旨の申し出をした方のうち、保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が判断した方については、口座振替による納付が可能となっております。  ○　このため、保険料徴収事務を担当する市町村に対しては、国からの事務取扱に係る通知等に基づき、適正な取扱いを行うよう助言しているところです。  ○　本府としては、高齢者が安心して医療にかかれるよう、適切に制度を運用していくことが重要と考えており、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しつつ、制度の趣旨に留意し、適切に運用されるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に対し助言を行うとともに、必要な改善点があれば、国に対し改善を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １７．後期高齢者医療制度  ６．短期証の発行はしないこと。  ７．滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付すること。 |
| （回答）  ○　後期高齢者医療制度における短期被保険者証（短期証）については、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る令和６年12月２日施行の高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正において、被保険者証が廃止されたことに伴い、短期被保険者証についても、同日以降は新規交付が行われないことになったところです。  ○　しかし、保険料の収納の確保は、制度を維持するため、運営上不可欠なものであり、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からも重要です。  ○　そのため、当該法改正においては、保険料を滞納している被保険者に対して、電話、訪問等による滞納保険料の納付催促や電話、窓口等において滞納保険料の納付に係る相談に応じる機会を設けるなど、保険料の納付に資する取組を行うこととされています。  ○　本府としては、大阪府後期高齢者医療広域連合と府内市町村が連携し、府内全域で整合性のある保険料収納対策に取り組むことにより、保険料の確実な収納が図られるよう、必要な助言に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　健康推進室　国民健康保険課 |

様式　２

回答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （１）学校に対し、「万博への学校単位での招待事業」へ参加の強要はしないこと。 |
| （回答）  ○　「２０２５年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」は、次世代を担う大阪の子どもたちに、大阪・関西万博において、最先端の技術やサービス等に触れる体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうために実施するものです。  　　家庭環境に関わらず、出来るだけ多くの児童・生徒が来場できるよう、学校単位の招待としていますが、参加は強制ではなく、各学校において判断いただくものと考えています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育総務企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  ５．学校現場からいじめ・暴力・体罰を一掃すること。 |
| （回答）  ○　いじめは、重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならないと認識しております。未然防止のために、子どもたちがクラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係を築き、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを総合的に推進していくことが必要であると考えています。  ○　体罰は、決して許されない行為であり、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育的効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損なうことにつながります。また、体罰は子どもに身体的・精神的な苦痛を与え、周囲の子どもにも恐怖心や不安感など悪い影響を及ぼします。これまでも各学校において、「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用した研修を実施するなど、教職員に対し指導の徹底を図ってきたところです。府教育庁としましては、課題にしっかりと向き合い、学校現場と力を合わせて取り組んでいくことが重要であると考えています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【高等学校課】  ○　いじめは、重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならないと認識しております。未然防止のために、子どもたちがクラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを総合的に推進していくことが必要であると考えています。  ○　また、いじめや暴力行為等の問題行動に対しては、令和２年度より、「いじめ虐待等対応支援体制構築事業」として、市町村教育委員会と協力しながら生徒指導体制の充実や深刻な事案の迅速かつ適切な対応を図っているところです。  ○　学校のいじめ対応については、令和元年度６月に、すべての教員が改めて確認・見直しを行うよう「いじめ対応セルフチェックシート」を作成・配付し、教員への周知を図りました。８月にはいじめ対応についての緊急校長研修も行い、再度、法に基づいたいじめ対応について確認を行っています。  ○　加えて、問題行動等への早期発見・早期対応を図るため、国事業を活用し、スクールカウンセラーをすべての府内公立中学校に配置し、令和６年度からは、全ての小学校にスクールカウンセラーを配置できるよう配置時間を拡充しました。さらに、スクールソーシャルワーカーについては、政令市・中核市を除くすべての中学校区への配置をめざし、各市町村が主体的に配置できるよう、市町村への補助を行っています。  ○　体罰は、決して許されない行為であり、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育的効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損なうことにつながります。また、体罰は子どもに身体的・精神的な苦痛を与え、周囲の子どもにも恐怖心や不安感など悪い影響を及ぼします。  ○　これまでも各学校において、「体罰防止マニュアル（改訂版）」等を活用した研修の実施など、教職員に対し指導の徹底を図ってきたところです。府教育委員会としましては、今後とも、課題にしっかりと向き合い、学校現場と力を合わせて取り組んで行くことが重要であると考えています。また、各市町村教育委員会に対し体罰防止の徹底について指導してまいります。　　　　　　　　　　　　【小中学校課】 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  ７．アトピー児の給食対策など、児童生徒の症状にあわせたアレルギー性疾患の対策をとること。 |
| （回答）  ○　小・中学校の学校給食は、学校給食法に基づき、設置者である市町村が実施しています。  ○　医師により、食物アレルギーと診断された児童・生徒については、保護者と学校が連絡を密にしながら、当日の給食の中から可能な限りアレルゲンを除去した給食を実施するなどの対策を講じるよう指導しています。  ○　また、令和４年3月に改訂した、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」を踏まえ、学校保健等担当指導主事等連絡会、学校給食・食に関する指導主管課長会議において、周知しているところです。  ○　今後とも、各学校での取組みが推進されるよう、市町村教育委員会に対し、指導や助言を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  ８．差別・選別のつめこみ、習熟度別教育をなくし、規則押しつけの校則を改めること。 |
| （回答）  ○　大阪府教育庁としては、生徒の実態を踏まえ、個別・グループ別指導や学習内容の習熟の程度に応じたきめ細かな指導等を通じて、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることはもとより、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの育成など、「確かな学力」の育成と、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むよう、府立学校を指導しています。  　　校則については、各学校がその実態に応じて定めています。令和４年度12月の「生徒指導提要」の改訂も踏まえて、府立学校に対しては「府立学校に対する指示事項」の中で、生徒等の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、生徒等の自主性に任せてよいもの等に整理し、絶えず見直すとともに、その指導に当たっても、画一的な指導や行き過ぎた指導にならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、生徒等や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図るよう指導しています。　　　　　　　　　　　　　　　　【高等学校課】  ○　一人ひとりの子どもの学力を向上させるためには、子どもの個々の学習状況に応じた、きめ細かな指導が必要であることから、府教育庁においては、学校の課題や児童・生徒の学習の状況に応じた少人数・習熟度別指導を推進しています。  【小中学校課】 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  10．民間からの公募校長の配置はやめること。 |
| （回答）  ○　府教育庁では、魅力ある学校づくりをすすめるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力をいかした学校運営や学校の課題解決をできる優れた人材を幅広く募集し、公立学校の校長に任用しているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  14．個人情報保護条例を守り、宿泊を伴う校外学習に健康保険証のコピーの提出を求めないとした通知を徹底すること。 |
| （回答）  ○　平成10年６月30日付け通知により、府立学校長に対して、修学旅行等の実施に際して、全児童生徒から健康保険証のコピーを提出させることのないよう指導しており、今後とも、周知徹底を図ります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障す  ること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  16．児童生徒の学校での怪我は立替払いなどをさせないこと。 |
| （回答）  ○　日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、センターと学校設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の負傷などについて、その保護者に対して災害共済給付を行うものです。医療保険各法に基づく診療に要する総費用額が一定基準以上のものに対し、本人負担分などを給付するものであり、立て替え払いをするものではありません。  ○　災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第16条第１項に基づき行っております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  17．夜間中学校・夜間高校を増設し、補食給食、交通費の支給など就学支援施策を充実させること。 |
| （回答）  ○　令和５年３月に策定した「府立高等学校再編整備計画（令和５年度から令和９年度）」に記載しているとおり、近年の通信制高校への進学ニーズの高まりなどから、特に夜間定時制の課程については小規模化が進んでおり、学校運営に支障が出るなど課題が生じています。こうした状況や、中学校において不登校等を経験した生徒、全日制の課程になじめない生徒、自己のキャリア形成において自由な時間帯での学びを希望する生徒及び他の高校からの編転入学の生徒などの学びの場としての役割を踏まえ、望ましい学習環境の確保に向けて対応方策を検討してまいります。  【高校改革課】  ○　夜間中学校の補食給食については、現在、４市５校において、設置者である市の責任において実施されております。府と市町村の役割分担の観点から、その実施・運営を市町村にお任せをすることとしたところです。  ○　府教育庁として、補食給食を実施している市に対しては、その維持・継続についてお願いをしていくとともに、補食給食を廃止した市に対しては、その再開について、毎年開催しております中学校夜間学級主管課長会の場などにおいて、引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。　　　　　　　　　　　【保健体育課】  ○　中学校夜間学級は、設置市教育委員会がその必要性に基づき二部授業の届出をすることになっています。大阪府においては８市に11校が開設されております。今後、新たに設置を希望する市町村がある場合は、十分に協議してまいりたいと考えています。  ○　なお、就学支援施策については、夜間学級生徒の居住している市町村が独自に要綱を定め、経済的支援が必要な生徒に就学援助を実施していただいているところです。  国に対しては、学齢児童生徒に限られている現行の就学援助の制度が、夜間学級生徒も対象となるよう制度の改善を要望しています。　　　　　　　【小中学校課】 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　教育振興室　保健体育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （２）自治体として次のことを実現すること。  19．子どもの権利条約を4原則（（１）生命、生存及び発達に対する権利、（２）子どもの最善の利益、（３）子どもの意見の尊重、（４）差別の禁止）をふまえて、子ども・市民に広報周知すること。 |
| （回答）  ○　「児童の権利に関する条約」については、４つの原則（生命、生存及び発達に関する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）や４つの権利（子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）などが定められており、人権が尊重された教育を進めるうえで大切であると認識しています。  ○　令和元（2019）年には、子どもたちが本条約の趣旨を理解するとともに人権尊重の大切さについて考えることを目的としたメッセージを、府教育長から児童生徒へ送りました。  ○　また、「児童の権利に関する条約」の趣旨については「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に盛り込まれていることから、同方針・プランに基づいた人権教育を学校等で推進するよう、府立学校・市町村教育委員会等に周知しているところです。  ○　今後とも条約の趣旨について、様々な場で発信してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （３）就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。  ３．府は、直接申請の道を閉ざしている自治体には、その道を開くよう自治体に指導すること。  ４．申請受理は年間を通じて行い、申請時期にかかわらず年間分を支給すること。 |
| （回答）  ○　就学援助の申請方法については、学校長を経由して市町村教育委員会へ提出する方法、直接保護者が市町村教育委員会に提出する方法、あるいはそれらを併用する方法等があり、それぞれの市町村の実情に合わせて実施主体である市町村が決定することとなっています。  また、国においても、申請方法等については実施主体である市町村が決めることであるとしています。ご理解をお願いします。  ○　就学援助の申請手続き等については、毎年、市町村に対し、国から文書により指導されています。この中で、年度途中において就学援助を必要とする児童・生徒がある場合には、速やかに認定し必要な援助を行うこととされています。  府教育庁としては、市町村に対し、就学援助事務が適正に処理されるよう通知しています。 |
| （回答部局課名）  　教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （３）就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。  ６．就学援助は保護者の申請にもとづいて教育委員会の責任で認定し、大阪市は区役所に窓口を設け、区長認定を復活させること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　保護者から申請された就学援助の認定については、各市町村教育委員会の責任で行っています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （３）就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。  10．学校保健安全法による医療給付を完全実施し、医療券は迅速に発行すること。 |
| （回答）  ○　学校保健安全法第24条に基づく医療給付については、地方公共団体が感染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病で、政令で定められているものについて、その治療のための医療費の援助を行うこととされています。  ○　医療券については、学校保健安全法に基づき設置者において適切に発行しております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （４）就学援助に関して国に対し次のことを要求すること。  １．義務教育は完全無償化とすること。  ２．準要保護世帯分は国庫負担とすること。 |
| （回答）  ○　就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して教育の機会均等の精神に基づき、義務教育の円滑な実施を確保する上で大きな役割を果たしているものと認識しています。  ○　準要保護児童生徒援助費補助金については、平成17年度以降、国の補助制度が廃止され、市町村に対しては地方交付税が措置されています。  ○　府教育庁としては、市町村において十分な財源が確保され、必要な就学援助を行えるよう、今後とも国に要望します。  ○　また、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、今後とも、必要な財源につきましては、国の責務として保障するよう要望します。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （４）就学援助に関して国に対し次のことを要求すること。  ３．アトピーや喘息など学校保健安全法にもとづく学校病を拡大すること。 |
| （回答）  ○　ご要望の適用疾病の拡大については、国に対して要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （５）大阪府立高等学校･大学について  ２．入学金滞納世帯の入学取り消しはやめ、教科書などの学校徴収金、日本スポーツ振興センター共済掛金は無償化すること。 |
| （回答）  ○　入学料は、学校の提供する諸種の便益を受ける生徒としての地位を取得するために一括して支払われる金銭であり、入学に伴って必要な学校側の手続き、準備のための諸経費に要する手数料としての性格を併せ有するものです。  ○　このため、入学前に納付いただいていますが、災害などの特別事情で、どうしても納付することが困難な場合のために、納付期限の延期制度を導入するとともに、個別相談を実施し、奨学金などの修学支援制度の活用など、きめ細かな助言、指導を行っています。  ○　このような個別相談や納入指導にも応じず、どうしても納付がされない場合は、聴聞などの適正な手続を経たうえで、入学許可を取消すことができることとなっています。  ○　学校徴収金は、学校教育活動を遂行する上で必要な費用であり、教材費及び校外学習並びに修学旅行にかかる費用などは、受益者負担として生徒・保護者が負担することが適当な費用の実費相当額を徴収しているものですので、ご理解をお願いします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【施設財務課】  ○　日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、センターと学校設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害について、その保護者に対して災害共済給付を行うもので、その運営に要する費用を、国、学校の設置者、保護者の三者が負担する互助共済制度です。  ○　保護者から徴収している掛金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第１７条４項に基づくものであり、無償化することは困難です。　　　　【保健体育課】 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課  教育庁　施設財務課 |

様式　２

回　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （６）私立高等学校授業料の軽減制度を拡充し改善すること。  １．本人直接補助制度に改め、直接申請の道を開くこと。  ２．府は助成改悪をやめること。軽減基準と各軽減額を引き上げ、学校への補助予算を削らないこと。  ４．入学金補助制度を創設すること。 |
| （回答）  ○　私立高等学校等授業料支援補助金については、事務を効率的かつ円滑に進める見地から、申請及び支給は国の就学支援金と同様に学校法人を通じて実施しています。  生徒・保護者から学校への申請書の提出については、学校法人に対し、プライバシーの保護に十分配慮するよう指導しており、今後も徹底していきます。  ○　私立高校生に対する授業料無償化制度は、自由な学校選択の機会を保障するとともに、公私の切磋琢磨を促し、大阪の教育力の向上をめざすという考え方で2010年度に導入した施策であり、制度設計にあたっては、毎年、効果検証を行うことを基本方針としております。  ○　本制度では、2016年度以降、年収めやす（※）590万円未満の世帯について実質授業料は無償となっています。  また、2019年度からは、年収めやす590万円以上910万円未満世帯について、多子世帯への支援を拡充しています。  なお、本制度は、2019年度から2023年度の5年間に入学する生徒に適用することとしており、2024（令和６）年度以降の制度については、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に関係なく自らの可能性を追求できる社会の実現等に向け、段階的に所得制限を撤廃し、2026（令和８）年度に全学年で授業料の完全無償化をめざしています。  ※年収めやす：保護者のうちどちらか一方が働き、子供２人（16歳以上19歳未満１人、16歳未満１人）がいる４人世帯の場合  （実際の年収は扶養等の状況により異なります。）  ○　学校への補助予算としては、私立高等学校への経常費助成については、府職員給料の特例減額終了に伴い、平成27年度から補助単価を復元しました。また、教育の質の向上を図るため、令和６年度から段階的に補助単価を引き上げ、高校授業料が完全無償化となる令和８年度までに２万円程度増額することとしています。  私立小・中学校については、平成26年度に補助単価のカットを25パーセントから15パーセントに縮減したものの、公立学校の受け皿があることを踏まえ、15パーセントカットを継続することとしています。  ○　私立高校等授業料無償化制度は、国の就学支援金制度に上乗せして実施しており、ベースとなる国の制度において、入学料は支援の対象とはしていません。授業料は、毎年約63万円、３年間で合計約189万円必要であるのに対して、入学金は入学時の1回限りで約20万円となっており、入学金を補助対象とすることは考えていません。 |
| （回答部局課名）  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （７）幼稚園、高等学校、大学に関して自治体として次のことを実現すること。  １．公立幼稚園は民営化・廃止しないこと。幼稚園の3年保育をすべての自治体（園）で実施すること。 |
| （回答）  ○　幼稚園は地域に密着した教育機関であることから、地域の実情に応じてその充実が図られてきたところであり、就園保障については、一義的には市町村において総合的な観点から有効な方策を確立していくことが望ましいと考えています。  ○　国においては、平成27年度に施行した「子ども・子育て支援新制度」により、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めています。  ○　府教育庁としては、今後とも、国の動向を踏まえて、市町村教育委員会が、それぞれの地域の実情に応じて幼児教育の充実を図るとともに、将来の動向を見極めながら、長期的視点に立って適切に対処するよう働きかけます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （７）幼稚園、高等学校、大学に関して自治体として次のことを実現すること。  ３．奨学資金と入学準備金貸付制度をつくり、必要なすべての人に貸し付けること。入学準備に間に合うように手続きは簡単なものにすること。  ４．給付制の奨学金を拡大すること。 |
| （回答）  ○　公益財団法人大阪府育英会において、教育の機会均等を保障するため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学資金及び入学資金の貸付を行っております。  奨学資金貸付については、「授業料実質負担額にその他教育費として10万円を加えた額」を年貸付限度額として、年収めやす800万円未満までの世帯に貸付を行っています。また、私立高校生等に対する貸付のうち年収めやす800万円以上1,000万円未満までの世帯については、24万円を年貸付限度額として貸付を行っています。  なお、入学資金貸付については、R7年度以降に入学する生徒から、所得基準額を引き上げ、年収めやす800万円未満世帯まで貸付対象を拡大したところです。同資金の貸付については、学校への入学金等の納入時期に合わせた貸付が行えるよう、できる限り手続きを簡素化し、より迅速な対応に努めています。また、平成25年度新入生の申込みからは、従前時期が異なっていた入学資金貸付と奨学資金貸付の申込みを一本化することにより、利用者の申込手続きにかかる負担軽減を図ったところです。  ○　公益財団法人大阪府育英会において、教育の機会均等を保障するため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学資金及び入学資金の貸付を行っておりますが、給付制の奨学金については、平成23年度に民間からの寄附金を原資とした給付型奨学金を創設しました。さらに、平成26年度には広く府民からの寄附金を原資とした給付型奨学金も創設し、給付人数を増やすなど制度の充実を図っています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （７）幼稚園、高等学校、大学に関して自治体として次のことを実現すること。  ５．「日の丸・君が代」を学校現場に押しつけないこと。 |
| （回答）  ○　国旗掲揚、国歌斉唱につきましては、学習指導要領に基づくとともに、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、適切に実施されるよう府立学校及び市町村教育委員会を指導しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （８）国に要求すること。  １．全国いっせい学力テストを実施しないこと。 |
| （回答）  ○　全国学力・学習状況調査は、文部科学省を実施主体、市町村教育委員会を参加主体として実施されるものであり、府教育庁が実施するかどうかを言及する立場にありません。  ○　なお、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また、各教育委員会等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることは、意義あることと認識しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （８）国に要求すること。  ２．教科書の無償制度をつづけること。教科書検定は民主的に実施すること。 |
| （回答）  ○　義務教育諸学校で使われている教科書の無償給与制度は、昭和37年「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」により制定されたものであり、昭和38年度から段階的に実施され、昭和44年度には小・中学校の全学年で実施となり、現在に至っています。  この制度は、国民の間に深く定着しており、日本国憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として高く評価されているところです。  ○　わが国では、学校教育法により、小・中・高等学校等の教科書について教科書検定制度が採用されています。教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めることです。  小・中・高等学校等の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されており、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について、国が検定を実施していると認識しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （８）国に要求すること。  ３．高校授業料無償化を復活させること。 |
| （回答）  ○　高校生等への修学支援については、所得制限を導入した現行の高等学校等就学支援金制度の開始や授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金の創設等から11年目を迎えました。  ○　この間、国（文部科学省）においては、国会審議における附帯決議も踏まえ、平成29年４月に「高校生等への修学支援に関する協力者会議（以下、「協力者会議」という。）」を設置し、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金を中心とする高校生等への修学支援について、制度改正による効果や影響等について検証し、取り組むべき課題や講ずべき措置等について、学識経験者等の協力を得て検討が行われているところです。  ○　府教育庁としても、文部科学省からの招へいに応じ、平成29年6月に開催され　た第２回協力者会議に出席し、原級留置等により修業年限を超過した生徒の卒業支援や、寄附金税額控除などによる課税額の変動により判定結果に不公平が生じている所得要件の判定基準の見直し、及び多子世帯等への支援の拡充を検討いただけるよう、お願いしたところです。  ○　このうち「所得要件の判定基準の見直し」については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正により、令和２年７月支給分からは、より公平な運用のために、寄附金税額控除などの影響を受けない課税所得金額を判定基準に用いることとなりました。  ○　今後とも国の動向を注視しながら、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取組んでまいります。  ○　なお、本来、高校授業料の無償化は、国において実施するべきと考えておりますが、国の就学支援金制度で所得超過により無償化の対象とならなかった大阪府民である生徒を対象に、令和6年（2024年）度の高校3年生から段階的に授業料を無償化し、令和8年（2026年）度に制度完成とする府独自制度を実施しております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　施設財務課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （８）国に要求すること。  ４．給付制の奨学金を拡大すること。 |
| （回答）  ○　給付制の奨学金については、低所得者世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国による授業料支援制度の見直しの中で国の補助事業として、高校生向けの「奨学のための給付金」制度が平成26年度に創設されました。  ○　この制度は、平成26年度以後に入学した生徒を対象に、全国の都道府県ほぼ一律の制度運用で実施されています。また、給付金の給付額については、全国知事会の政策要望においても、住民税所得割額が非課税の世帯の第１子と第２子以降との格差解消を要望しているところです。  ○　令和２年度より、保護者の失職等の家計急変により収入が激減し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当と認められる世帯につきましても給付の対象となりました。  ○　さらに、毎年度、生活保護（生業扶助）受給世帯を除く道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の区分における給付額が増額改定されており、国公立の高等学校等の場合、令和６年度の各区分の給付額は次のとおりとなっています。  　（１）生活保護世帯 32,300円  　（２）住民税所得割額が非課税の世帯の第１子 122,100円  　（３）住民税所得割額が非課税の世帯の第２子以降 143,700円  （４）住民税所得割額が非課税の世帯の通信制の課程に在学する生徒 50,500円  ○　今後とも国の動向を注視しながら、国への要望など制度改善に向けて取組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　施設財務課 |

様式　２

回　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。  （８）国に要求すること。  ５．道徳科は廃止すること。 |
| （回答）  ○　学校教育法施行規則　第四章　小学校　第二節　教育課程　第五十条において「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする」、第五章　中学校　第七十二条には、「中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする」と示されているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （２）生存権としての住宅保障について  １．公営住宅に入居できない低所得者・高齢者に対して家賃補助をすること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅であるセーフティネット住宅を活用した家賃低廉化にかかる国の補助制度について、市町村や居住支援法人等を対象とした研修会において制度活用事例の紹介を行うなどの取組を進めております。 　今後も、市町村や居住支援を行う団体等と連携しながら、住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境整備に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （２）生存権としての住宅保障について  ２．生活困窮のために家を失った世帯に対し住宅を保障すること。また、被災・罹災世帯に対し、住宅を保障すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　大規模災害発生により、災害救助法を適用した場合は、住家が全壊等をした方の中で、自らの資力では住宅を確保できない方に対し、応急仮設住宅等の供与を行います。  ○　また、準半壊以上の被害があり、自らの資力では応急修理をすることができない方に対しては、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分の応急修理や雨漏りを防ぐなど緊急の修理を行うことで、引き続き元の住家に居住ができるよう支援します。 |
| （回答部局課名）  危機管理室　災害対策課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （２）生存権としての住宅保障について  ２．生活困窮のために家を失った世帯に対し住宅を保障すること。また、被災・罹災世帯に対し、住宅を保障すること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、生活困窮者や被災者等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、住まい探しの相談等に応じる居住支援法人の指定を進めるとともに、Osakaあんしん住まい推進協議会を設立し、府民の方々から住まいに関するさまざまなご相談に応じております。  また、地域の実情に応じた居住支援体制の構築を促進するため、令和４年度より、市区町村単位での居住支援協議会設立に向けた取組に対する補助を行っています。居住支援協議会の設立を検討する居住支援法人等が体制整備を進め、令和５年２月には吹田市で、令和６年２月には守口市で居住支援協議会が設立されました。現在、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市の５市で居住支援協議会が活動しており、各地域で住宅確保要配慮者への入居支援や情報提供等を行っています。  引き続き、本補助制度を活用しながら、府内市町村における協議会設立に向けた取組を支援してまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （２）生存権としての住宅保障について  ３．高齢者向け民間住宅を行政の責任で借り上げること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、サービス付き高齢者住宅をはじめとする高齢者向け住宅を供給するなど住まいの確保に向けた取組を進めています。  また、高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進を行っています。  さらに、令和６年６月の住宅セーフティネット法改正により、居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度が創設されたところです。  引き続き、高齢者のニーズ等に応じて、適切に住宅の確保が図られるよう努めまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （２）生存権としての住宅保障について  ４．民間住宅も含め、住宅や居住者の実態調査を行い、その調査に基づく公営住宅施策を講じること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、令和３年12月に改定した「住まうビジョン・大阪」において、今後の住生活に関する政策の目標、枠組み及び施策展開の方向性を示しており、これに基づき施策を展開しています。  なお、本ビジョンは、大阪府内の住まいと居住者の実態に関して、住宅・土地統計調査等の統計データの分析を行い、その結果を大阪府住宅まちづくり審議会（現・大阪府住生活審議会）に示し、民間賃貸住宅ストックを住宅セーフティネットとして活用するための施策とともに、公的賃貸住宅のあり方について議論いただいたうえで得た答申を踏まえ改定しております。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （２）生存権としての住宅保障について  ５．高齢者や障がい者などが安心して住めるケアハウスのような公的な住宅施策を講じること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、「住まうビジョン・大阪」に基づき、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図っています。  ○　府営住宅においては、高齢者が安心して生活ができるよう、大阪府と市の共同事業として、大阪府がバリアフリー対応や緊急通報ボタンなど高齢者に配慮した設備・仕様を備えた住戸を整備し、市（福祉部局等）がその住戸の入居者に生活援助員を派遣して生活相談、安否の確認や緊急時の対応等の福祉サービスを提供する「シルバーハウジング」を、令和６年３月末時点で、13市14団地において420戸を供給しています。市営住宅においても５市35団地において761戸が供給されています。  ○　また、障がい者に対しては、府営住宅において、車いす常用者が支障なく日常生活を送れるよう設計された車いす常用者世帯向け住宅として、「MAIハウス」や「身体障がい者向け改善住宅」等を整備しており、令和６年３月末時点で、36市209団地において1,080戸を供給しています。  ○　民間賃貸住宅においては、一定のバリアフリー構造等を有し生活を支援するサービスが付いたサービス付き高齢者向け住宅の登録を行っており、令和６年12月末時点で33市４町において836件32,677戸が供給されています。また、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進を行っており、令和６年11月末時点で33市７町において4,334件43,508戸が登録されています。また、令和６年６月の住宅セーフティネット法改正により、居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度が創設されたことから、今後国の動きを注視しつつ、居住支援体制の充実に向け取り組んでまいります。  ○　引き続き、高齢者や障がい者等のニーズに応じて、適切に住宅の確保が図られるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  ７．収入申告時の課税証明は無料とすること。 |
| （回答）  ○　課税証明は市町村が発行するものであり、その手数料は市町村が定めています。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  ８．駐車場使用料は引き下げること。外来者用も含めて駐車場を確保し、運営は住民（居住者）合意による民主的管理とすること。 |
| （回答）  ○　府営住宅の駐車場使用料は、大阪府営住宅条例において、「近傍同種の駐車場の料金水準を考慮して規則で定める額」と定められています。  　　現在の使用料は、平成28年度に実施した、民間や公的賃貸住宅の駐車場を対象とした、近傍同種の駐車場の料金水準調査結果を踏まえて、平成29年10月１日に改定したものです。  ○　府営住宅の駐車場は、原則、入居者用として整備されたものですが、近年の高齢化等を受け、入居者の方への介護等の支援を行う目的で駐車場を利用（月極めでの有償利用）できる制度や、コインパーキングや事前に予約して駐車場を一時利用できる予約駐車場サービスの導入を順次進めており、外来者用としてはこれらを利用いただいております。  なお、コインパーキング等の設置に関しては、設置位置などについて自治会の皆さまと協議の上で整備しております。その運営については、大阪府が公募で選定した事業者が担い、地方自治法に規定する行政財産の使用許可に基づき運営を行うこととなります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  11．車椅子専用住宅への入居の際、障がいの実態に伴った改修を入居までに行うこと。 |
| （回答）  ○　府営住宅の車いす常用者世帯向け住宅は、「MAIハウス」、「身体障がい者向け改善住宅」及び「身体障がい者向け住宅」の３種類があります。  ○　「身体障がい者向け改善住宅」「身体障がい者向け住宅」については、新築・空き家入居者募集時の「総合募集のご案内」に記載のとおり、入居される方に合わせた設備等の改善・調整は行っておりませんが、「MAIハウス」については入居される方に合わせて手すりや流し台、洗面化粧台等の一部設備について調整を行っています。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  １５．住宅の修繕・補修、増改築及び建て替えについて  イ．住宅の補修、増改築及び建て替えについては、入居者の要望・意見をよく聞いて、民主的におこない、移転は実費を公費で負担すること。 |
| （回答）  ○　府営住宅の増改築事業につきましては、平成14年12月をもちまして事業完了いたしました。  現在は「大阪府営住宅ストック総合活用計画（令和３年12月策定）」に基づき、住戸内バリアフリー化事業及び中層エレベーター設置事業を実施しています。  ○　住戸内バリアフリー化事業は空家または在宅で行う事業であり、在宅の場合は入居者の同意を得た上で事業実施しております。  ○　府営住宅の建て替えに際しては、説明会などの場で、入居者の方々と協議しながら進めているところです。  ○　移転費につきましては、建て替え等の場合、実情を踏まえた一定額をお支払いしているところです。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　住宅整備課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  1９．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  １５．住宅の修繕・補修、増改築及び建て替えについて  ロ．住居保障の観点から、修繕・補修の公費負担の範囲を拡大し、高齢化にともなう対策を講じること。 |
| （回答）  ○　高齢者の方々をはじめ誰もが安心して暮らしていただけるよう、「大阪府営住宅ストック総合活用計画（令和３年12月策定）」に基づき、住戸内や地域住民等の交流の拠点となる集会所等のバリアフリー化を進めます。  ○　そのうち、「住戸内バリアフリー化事業」といたしまして、既存のバリアフリー化されていない住戸を対象に、令和３年度から令和12年度までの10年間で5,000戸を目標に、床段差の解消や手すりの設置などを進めます。  ○　また、地域住民等の交流の拠点となる集会所や、住棟へのアプローチ、主要な通路など団地敷地内の入居者が頻繁に利用する箇所の段差解消等を図るなど、団地全体のバリアフリー化を進めます。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  15．住宅の修繕・補修、増改築及び建て替えについて  ハ．築後20年以上の建物の壁の補修、雨漏り対策などは優先的に実施すること。 |
| （回答）  ○　外壁の補修及び雨漏り対策の実施については、予算の範囲内で、年数が古い住棟から順次、計画修繕として外装吹替及び屋上防水改修を実施しています。  　　また、雨漏れ等で緊急を要する場合は、各管理センターにおいて、一般修繕で対応しています。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  15．住宅の修繕・補修、増改築及び建て替えについて  ニ．住宅の住棟番号の補修や街灯設置などの補修・管理は、住民の安全を図る観点から、速やかに行うこと。 |
| （回答）  ○　府営住宅においては、施設の安全性確保や事故の未然防止を図るため、法定点検及び府が定めた施設安全点検を実施しており、点検の結果、修繕又は処置を要するものについては、適宜修繕等を実施しています。  ○　なお、日常的な修繕・維持管理には、入居者の負担で行うものと、府の負担で行うものがあり、その負担区分については、入居者に配布している「大阪府営住宅住まいのしおり」に記載の通りです。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  15．住宅の修繕・補修、増改築及び建て替えについて  　ホ．経年劣化や耐用年数を超える古い住宅設備は、居住者の負担なく交換すること。 |
| （回答）  ○　府営住宅の設備の修繕等に係る費用については、大阪府営住宅条例第15条及び第16条に、入居者に負担していただくものと規定されています。  ○　また、入居時に配布している「大阪府営住宅 住まいのしおり」の修繕・維持管理負担区分表には、具体的に入居者に負担していただく項目を記載しております。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課 |

様式　２

回　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  1９．すみよい街づくりについて  （３）公営住宅について  １８．集会所の使用は集会所運営要綱にもとづいて指導、是正すること。 |
| （回答）  ○　集会所は、府営住宅入居者相互の親睦や福利厚生に資するためのものであり、府営住宅の入居者は、原則として特定の政治活動、宗教活動、選挙運動や営利活動等の集会所管理要綱で禁止されている事項以外については自由に利用できます。    ○　集会所の運営につきましては、入居者による集会所運営委員会等が自主的に行っていますが、使用に関し、指摘があった場合は、集会所管理要綱等に照らして、集会所運営委員会等に対して、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。 |
| （回答部局加盟）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  １．公共下水道を完備すること。震災対策として耐震性貯水槽を必要なだけつくること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　市町村においては、当該市町村区域における消防を十分に果たすべき役割を有していることから、耐震性貯水槽をはじめ、消火栓、プールやビルの受水槽などの人工水利、河川やため池などの自然水利の活用など、多様な消防水利の確保に努めています。  ○　府においては、市町村からの耐震性貯水槽を含む消防防災施設の整備に対する補助金の要望を取りまとめ、消防庁に提出する事務を所管しています。今後とも引き続き大規模災害時に住民の安全・安心を確保するため、国庫補助金の活用など、耐震性貯水槽などの消防施設の充実強化が図られるよう取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  危機管理室　消防保安課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19.すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  １．公共下水道を完備すること。震災対策として耐震性貯水槽を必要なだけつくること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　令和５年度末における大阪府内の下水道普及率は97.１パーセントであり、全国で３番目に高い普及率となっています。  ○　今後も更なる下水道の普及に向け、市町村と連携しながら取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　下水道室　事業課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19.すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  イ．夜間も使用できるグラウンド  ハ．スポーツセンター |
| （回答）  ○　府立の体育施設については、府民に親しまれるスポーツ施設にふさわしいサービス提供が図られるよう努めています。  ○　また、グラウンドや体育館等の府立学校の体育施設については、府民がスポーツ活動を通じて健康保持と体力向上を行なえるよう、府と市町村が連携を図りながら、学校教育に支障のない範囲において、積極的に開放し、広く府民の利用に供しています。  ○　なお、夜間グラウンドを利用された場合は、照明に係る電気代を、体育館を利用された場合は、照明及び空調※に係る電気代を徴収しております。  　※…空調を利用した場合のみ。  ○　今後とも、府民の誰もが利用できるスポーツ施設等の提供に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  ロ．多目的ホール |
| （回答）  ○　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の管理・運営については、指定管理者制度を導入しており、同センターの利用料金の額は、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例でその上限金額を定め、その額の範囲内で知事の承認を得て指定管理者が定めています。  ○　なお、ドーンセンターのさらなる利便性の向上に向け、平成２８年度からは、開館時間の延長、祝日開館、空き会議室の直前割引、中高生への自習室開放などを実施しています。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  ロ．多目的ホール |
| （回答）  ○　府立労働センターにおける多目的ホールの利用料金については、大阪府立労働センター条例に基づき、指定管理者が府と協議の上、適切な金額を定めております。受益者負担の原則から無料にすることは困難です。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  ニ．図書館 |
| （回答）  ○　身近な地域において利用いただけるよう、府内すべての市町村で図書館・図書室が設置されています。  ○　府教育庁では、市町村図書館が充実した図書館サービスを提供できるよう、図書の協力貸出しや巡回車輌による搬送、職員研修などの支援を行っています。    ○　なお、公立図書館においては図書館法にもとづき、無料で図書館資料をご利用いただけます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　地域教育振興課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  ホ．総合病院・救急医療施設 |
| （回答）  ○　急速な高齢化に伴う医療ニーズの変化に対し、限りある医療資源で対応していくためには、一般的な外来受診は身近な診療所が担い、高度かつ専門的な医療サービスを提供する機能は大病院が担うという医療機関の適切な役割分担を図ることが必要です。  本府としましては、引き続き、医療関係者等と連携しながら、府域における適切な医療の提供に努めてまいります。  ○　なお、病院の新設については、府内の既存病床数が基準病床数を上回るなど病床過剰の状況であることから、原則として認められません。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　保健医療企画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  へ．養護（特別養護）老人ホーム、デイケア、ショートステイ、高齢者のつどえる場 |
| （回答）  ○　市町村長が指定や指導権限を有すること等を特徴とし、高齢者が住みなれた身近な地域で継続して生活することができるよう創設された地域密着型サービスについて、市町村が地域の実情に応じて見込んだサービス量に対応する基盤整備が図られるよう、大阪府地域医療介護総合確保基金事業等において市町村に間接補助を行う等、財政的支援に努めているところです。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課  福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| 19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  ト．子どもが安全に遊べ、交流できる広場や公園 |
| （回答）  ○　府営公園は、子どもからお年寄りまでの幅広い世代の方々に、自然とのふれあいや、スポーツ・レクリエーション、健康づくりなどの場として活用されています。  ○　今後とも、子どもをはじめ、誰もが安全に遊べ、交流できる府営公園の整備・管理を進めていきます。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　公園課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  チ．児童館、学童保育を拡充し、当面、空き教室や校庭、プール等の利用ができるようにすること。 |
| （回答）  ○　児童館、放課後児童クラブの利用料金の設定や利用する施設等につきましては、地域の実情に応じて、国が定める運営方針を踏まえ、市町村により適切に判断されるものと考えております。  ○　なお、児童館の整備については、国から市町村に対し直接交付される交付金制度の対象となっています。  ○　放課後児童クラブについては、整備や運営に要する経費について、国制度に基づき、府として所定の負担分について市町村に対し支援を行っているところです。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  リ．公立の保育所・幼稚園 |
| （回答）※下線部について回答  ○　保育所の設置や経営主体のあり方につきましては、保育の実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、適切に判断されるべきものと考えております。  ○　また、子ども・子育て支援新制度における保育料につきましては、国が定める上限額の範囲内で市町村が地域の実情を踏まえ、条例若しくは規則等で軽減措置を含め自主的・主体的に定めているところであり、公立・私立による違いはありません。  ○　保育所、認定こども園等の利用料については、令和元年10月から３歳から５歳までの全ての子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもが無償化の対象となっています。  ○　府としては、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、０歳から２歳までの全ての子どもについて、幼児教育・保育の完全無償化を実現することについて、国に対して要望しているところであり、引き続き働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公共住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  リ．公立の保育所・幼稚園 |
| （回答）  ○　幼稚園は、地域に密着した教育機関であることから、地域の実情に応じてその充実が図られてきたところであり、就園保障については、一義的には市町村において総合的な観点からの有効な方策を確立していただくことが望ましいと考えています。  ○　府教育庁においては、今後とも、「幼児教育推進指針」や「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を通して、市町村教育委員会に対して、地域における幼児教育の充実が図られるよう働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ２．公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。  ヌ．公設浴場をつくり、公衆浴場には補助を行うこと。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　公衆浴場への補助については、大阪府の厳しい財政状況下において、新たな補助制度を設けることは困難ですが、現在、本府においては、一般公衆浴場の営業者が日本政策金融公庫から受けた設備資金の融資に対する利子補給制度を設けています。  ○　今後とも、本制度を通じて、公衆浴場の設備充実を支援してまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　生活衛生室　環境衛生課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ３．公共施設の利用料金を引き下げること。 |
| （回答）  ○　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の管理・運営については、指定管理者制度を導入しており、同センターの利用料金の額は、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例でその上限金額を定め、その額の範囲内で知事の承認を得て指定管理者が定めています。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ３．公共施設の利用料金を引き下げること。 |
| （回答）  ○　利用料金については、大阪府立労働センター条例に基づき、指定管理者が府と協議の上、適切な金額を定めております。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ４．公的責任で無料駐輪場をつくること。 |
| （回答）  ○　地域における自転車等の駐車対策を目的に、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」及び各市町村の条例に基づき、市町村や鉄道事業者、商業事業者等が自転車等駐車場の設置、運営を行っています。  　　府としても、市町村から要請があった場合には、必要に応じ協力してまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　交通戦略室　交通計画課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ５．ゴミ回収の有料化をしないこと。 |
| （回答）  ○　一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が収集、運搬及び処分をしなければならないこととされています。従って、ごみ回収の有料化についても、市町村が判断するものです。 |
| （回答部局課名）  環境農林水産部　循環型社会推進室　資源循環課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ６．地域住民からの要望に基づき防犯灯を設置すること。 |
| （回答）  ○　防犯灯の設置については、地域防犯の観点から、住民の身近なサービスとして、基礎自治体である各市町村において設置が進められるものと認識しており、現在、ＬＥＤ化も含め、多くの市町村において取組が進められているところです。 |
| （回答部局課名）  危機管理室　治安対策課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １９．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ７．バリアフリー化を徹底すること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進するため、「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）」において、建築物や道路等を対象にバリアフリー基準を定め、基準への適合を求めるなど、まちのバリアフリー化を促進しています。  ○　また、建築物の設計、維持管理の配慮事項等を取りまとめた「福祉のまちづくり条例ガイドライン」を作成し、ホームページでの情報発信のほか、設計者向け、事業者向けの講習会等により周知に努めているところです。  ○　引き続き、府民の皆様や事業者の皆様のご協力を得ながら、条例が目指している社会が実現するよう取組を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| 19．すみよい街づくりについて  （４）街づくりについて  ８．地域の公園・樹木の管理・整備に予算措置を講じること。 |
| （回答）  ○　府営公園は、子どもからお年寄りまでの幅広い世代の方々に、自然とのふれあいや、スポーツ・レクリエーション、健康づくりなどの場として活用されています。  ○　今後とも、子どもをはじめ、誰もが安全に遊べ、交流できる府営公園の整備・管理を進めるとともに、公園の樹木を適切に維持管理していきます。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　公園課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２２．「非核平和都市宣言」をして平和の推進に貢献し、被爆者の生活・医療を完全に保障すること。 |
| （回答）  ○　核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、人類共通の願いです。  先の大戦では300万余の同胞の命が、また、我が国が戦火を交えた国々の数知れぬ命が失われました。二度と戦争の惨禍を繰り返さないため、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていくことは、私たちの重要な責務です。  大阪府では、このような認識のもと、平和に対する基本理念と施策推進の方向を示した「大阪平和ビジョン」及び大阪府議会が核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って決議した「国際平和都市・大阪」宣言に基づき、平和施策推進に努めており、ピースおおさかを拠点として、積極的に平和に関する情報を発信しています。  今後とも、ピースおおさかを通じて平和施策の推進に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課 |

様式　２

回　　　　答

団体名　（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  22．「非核平和都市宣言」をして平和の推進に貢献し、被爆者の生活・医療を完全に保障すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　原爆被爆者の方々に対しましては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、各種手当の支給、健康診断の実施、医療費の給付など、保健・医療・福祉にわたる総合的な援護対策が講じられております。  ○　本府といたしましては、これら国の援護施策を着実に運用するとともに、被爆者の方々が介護サービスの一部を利用した際の自己負担分を助成する介護保険利用等助成事業、地域で暮らす被爆者の方々への健康相談事業や生活支援事業などを実施し、被爆者の方々の生活と福祉の向上に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２３．人権啓発推進の名による同和行政の存続をやめ、差別を固定化する「大阪府人権尊重の社会づくり」条例は廃止すること。 |
| （回答）  ○　大阪府における特別措置としての同和対策事業は、平成13年の府同和対策審議会答申を踏まえ、平成13年度末で終了し、以降は、一般施策により同和問題の解決に向けて適切に取り組んできたところです。  平成28年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律では、現在もなお部落差別が存在することなどを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとされています。  同和問題の解決に向けた施策については、この法律及び附帯決議を踏まえ、取り組んでまいります。  大阪府においては、平成10年11月、人権尊重の重要性を明確に示すとともに、今後の人権施策推進の枠組みをつくり上げることを定めた「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成13年3月には、同条例に基づき、府政推進の基本理念と今後の人権施策の基本方向を示した「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、それに基づいた施策に取り組んでまいりました。  令和元年10月には同条例を改正し、複雑多様化する人権課題への対応や国際都市にふさわしい環境整備をはかるため、その担い手である府民や事業者の理解と協力に係る規定を整備するとともに、近年の社会情勢や価値観の変化を踏まえ、令和３年12月に基本方針の変更を行いました。  今後とも、同条例及び基本方針に基づき、府民、ＮＰＯ、事業者の皆様や市町村と連携・協力しながら、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課  府民文化部　人権局　人権擁護課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２４．行政手続き法の施行及び各自治体の条例化に基づき、自治体として各制度の手続きを明定化すること。 |
| （回答）  ○　本府におきましては、行政手続法並びに大阪府行政手続条例に基づき、  ・申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準を策定  ・不利益処分における聴聞等を実施  ・行政指導について、指導の共通する事項を行政指導の指針として策定  ・審査基準、処分基準及び行政指導の指針を関係窓口や府政情報センターにおいて府民の閲覧に供するとともに、府のホームページにおいても公表する等、行政の公正性の確保と透明性の向上に努めております。 |
| （回答部局課名）  総務部　法務課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  25．「教育行政基本条例」「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」を廃止すること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　職員基本条例については、優れた政策立案能力を持ち、自律的な職員を育成するとともに、能力と実績に応じた人事を徹底することで、意欲と誇りにあふれる職員が府民のために全力を尽くすことができる組織の実現を目指して制定したものです。  また、職員の政治的行為の制限に関する条例については、将来に向けての不適正な行為を防止することにより、職員の政治的中立性について府民に誤解を生じさせることがないよう、一定のルールを明確にするため制定したものです。  　　いずれの条例も、その趣旨を踏まえ、引き続き、適切に運用してまいりたいと考えています。 |
| （回答部局課名）  総務部　人事課 |

様式　２

回　　　　答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２5．「教育行政基本条例」「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」を廃止すること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　教育行政基本条例は、平成24年３月、府の教育行政の仕組みに関するルールを定めるものとして府立学校条例とともに議会で可決・制定されました。  ○　府教育庁としましては、条例に基づき、保護者及び地域住民その他府民のニーズを踏まえつつ、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力を育む教育の振興に取り組んでいます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育総務企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  26．大阪府は、オスプレイの配備・受入れを行わないこと。大阪市は米艦船の入港を拒否すること。 |
| （回答）※下線部所管外  ○　国の安全保障・外交は、一義的には政府の専管事項であり、米軍及び自衛隊の活動や配備に係る計画の必要性は日本政府が判断するものと考えます。  ○　大阪府としては、国において何らかの決定がなされ府に要請があった場合には、市町村ともしっかりと協議し対応していきます。 |
| （回答部局課名）  政策企画部　政策企画総務課  政策企画部　秘書課  政策企画部　企画室政策課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２７．大阪府は府庁舎を災害に弱い咲洲庁舎から撤退し、大手前庁舎に戻すこと。 |
| （回答）  ○　咲洲庁舎については、平成２８年９月の府戦略本部会議において、長周期地震動に対する耐震性の確保と空きスペースの活用に、最優先で取り組むことが決定されました。  この方針に基づき、令和２年２月から令和４年３月にかけて長周期地震動対策工事を実施しました。  今後も、方針に従って、有効活用の促進に取り組んでいきます。 |
| （回答部局課名）  総務部　庁舎室　庁舎整備課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２８．自衛官募集や自衛隊の催しに自治体は協力しないこと。募集事務に係る対象者情報の提供については、個人情報保護の観点からやめること。除外申請の広報・周知を行うこと。 |
| （回答）※下線部について回答。  ○　自衛官の募集に関する事務については、自衛隊法第97条第1項および同法施行令で都道府県知事がその一部を行う旨が規定されており、大阪府では自衛官募集に関する採用試験の告示等を実施しています。  ○　これらは、法律・政令により事務処理が必ず義務付けられている法定受託  事務として実施しているため、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| （回答部局課名）  総務部　市町村局　行政課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  29．国に要求すること  8．原発を廃止し、自然エネルギーに転換すること。公的施設に太陽光パネルをつけること。 |
| （回答）  ○　原発については、使用済み核燃料の処分問題がいまだ未解決であるといった課題を踏まえると、その依存度を可能な限り低下させるべきと考えます。  府としては、引き続き、国や電力会社に必要な提案を行いつつ、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大など、自治体として取り組むべきことを着実に実施していきます。  公共施設における太陽光パネルの設置については、屋根・土地貸し方式により設置を進めるとともに、国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、地域の防災活動の拠点となる府有施設や府内市町村施設への導入を積極的に支援してきたところです。今後とも、関係部局や市町村とも連携し、公共施設への太陽光パネルの設置を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  環境農林水産部　脱炭素・エネルギー政策課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２９．国に要求すること  ９．環境基本法は、実効あるものとすること。NOx、CO2の削減対策を強化し環境基準を早期に達成すること。公害健康被害補償法を復活すること。 |
| （回答）  ○　国においては、環境基本法に基づき環境基本計画が策定され、各種施策が実施されており、本府においては、「2030大阪府環境総合計画」に基づき各種施策を推進しております。  　　大阪府域の二酸化窒素濃度は緩やかに減少しており、平成22年度～令和５年度は一般環境大気測定局・自動車排出ガス測定局とも全ての測定局で環境基準を達成しています。  　　大気汚染と健康との関係については、国等の調査によっても、まだ十分解明されておりませんが、引き続き府としても情報の収集に努めていきます。 |
| （回答部局課名）  環境農林水産部　環境管理室　環境保全課  環境農林水産部　環境管理室　事業所指導課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（全大阪生活と健康を守る会連合会）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２９．国に要求すること  10．アスベスト、ダイオキシン、PFASなどの規制条例を制定し、大気汚染、水質汚染対策を強化すること。 |
| （回答）  ○　アスベストについては、従前から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生環条例」という。）に基づき規制しており、大気汚染防止法に比べ対象建材を広げる等、建築物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止に努めてきました。また、大気汚染防止法の改正の都度、府内の現状に即した内容となるよう生環条例を改正しています。  　　ダイオキシン類の排出削減対策については、平成12年１月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）に基づき、排出基準の遵守や施設の適切な維持管理等について指導を行っています。また、ダイオキシン法に基づき事業者から報告されるダイオキシン類の測定結果及び大阪府が実施している大気質、水質などの環境監視結果については毎年公表しています。  　　PFASについては、府内でも、河川において、暫定指針値を超過するPFOA等が検出される事例が確認されており、その多くの原因が不明であることから、国に対して、PFOA等の環境の汚染にかかる評価値の設定や環境中の挙動等について明らかにし、汚染原因の究明や濃度低減等の対策について具体的な方法を示すよう要望しています。 |
| （回答部局課名）  環境農林水産部　環境管理室　環境保全課  環境農林水産部　環境管理室　事業所指導課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  29．国に要求すること  11．地球温暖化対策を講じること。 |
| （回答）  ○　地球温暖化対策については、すべての主体が気候危機の認識と脱炭素社会の将来像を共有し、これまでの延長線上にない対策に取り組み、持続可能な経済成長の実現につなげることが重要と考えます。  　　府としては、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの将来像を見通しつつ、2030年度の削減目標の確実な達成をめざし、「あらゆる主体の意識改革・行動喚起」、「事業者における脱炭素化に向けた取組促進」、「CO2排出の少ないエネルギーの利用促進」などに取り組むこととした「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和３年３月に策定しました。  　　さらに令和４年度には、全庁一丸で関連施策を強力に推進するため、おおさかカーボンニュートラル推進本部を設置し、事業者向けの脱炭素経営支援パッケージを打ち出すなどの取組を進めています。今後とも、関係部局や市町村と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  環境農林水産部　脱炭素・エネルギー政策課 |